

平成 29 年度 京都市上下水道局事業推進方針

【事業計画と目標水準】



上下水道局マスコットキャラクター
ホタルの澄都（すみと）くん，ひかりちゃん

《京（みやこ）の水ビジョン 基本理念》

くらしのなかにはいつも水があります。
私たち京都市上下水道局は、
先人から受け継いだ、水道，下水道を守り，育むことにより，
皆さまのくらしに安らぎと潤いをお届けしたいと考えています。
そして，ひと まち くらしを支える京の水をあすへつなぎます。

【目次】平成29年度の上下水道局事業推進方針の取組項目一覧

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目	ページ
施策目標 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します 重点項目2 「災害対策の強化」	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	水源から蛇口までの水質管理の強化 原水水質監視の強化 適正な浄水処理の推進 直結式給水の拡大 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等	4
	2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	水道システムの耐震性向上 導水施設の耐震化による安定した取水の確保 連絡幹線配水管の布設 老朽化した下水道管の耐震性向上 下水道施設の地震対策の強化	5
	3 災害・事故等危機時における迅速な対応	危機管理対策の強化 防災拠点の充実 水質の安全管理(上下水道)の充実 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	6
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	地下街等を有する地区の浸水対策 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 浸水被害発生箇所の解消 雨水流出抑制の推進	7
	5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	高度浄水処理施設の整備 原水水質監視の強化(再掲) 適正な浄水処理の推進(再掲) 浄水処理技術等の調査・研究・開発	8
	6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	鉛製給水管の単独取替えの継続実施 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	8
	1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進	下水の高度処理施設の段階的な整備 良好な処理水質の確保 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	10
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	貯留幹線等の整備 雨天時下水処理の改善 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	10
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	北部地域の汚水整備の推進 未整備箇所の汚水整備の推進 未接続の解消に向けた普及奨励の推進	11
	4 環境保全の取組の推進	再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 環境マネジメントシステムの継続的運用 資源循環の推進 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 環境報告書の作成・公表	11 12
	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	水道配水管の更新の推進 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 漏水防止と有収率の向上 浸入水の削減	14
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	浄水施設等の改築更新 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等(再掲)	14
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	3浄水場体制での安定給水の確保 水環境保全センターの施設規模の適正化 鳥羽・吉祥院処理区の統合 浄水場排水の下水道での一体処理化	15
施策目標 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します 重点項目3 「環境対策の充実」	1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進	下水の高度処理施設の段階的な整備 良好な処理水質の確保 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	10
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	貯留幹線等の整備 雨天時下水処理の改善 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	10
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	北部地域の汚水整備の推進 未整備箇所の汚水整備の推進 未接続の解消に向けた普及奨励の推進	11
	4 環境保全の取組の推進	再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 環境マネジメントシステムの継続的運用 資源循環の推進 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 環境報告書の作成・公表	11 12
施策目標 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます 重点項目1 「改築更新の推進」	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	水道配水管の更新の推進 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 漏水防止と有収率の向上 浸入水の削減	14
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	浄水施設等の改築更新 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等(再掲)	14
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	3浄水場体制での安定給水の確保 水環境保全センターの施設規模の適正化 鳥羽・吉祥院処理区の統合 浄水場排水の下水道での一体処理化	15

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目	ページ
施策目標 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します 重点項目4 「お客さまの満足度の向上」	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	お客さまの利便性の向上 お客さまが利用しやすい窓口づくり お客さまへの情報提供の充実	17
	2 積極的に行動するサービスの充実	上下水道局営業所の抜本的再編 出前トークや環境教育の充実 お客さま訪問サービスの実施 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	17
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	広報・広聴計画の策定・充実 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 広報関連イベントの展開 お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	18
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	料金制度・料金体系の見直し 多様な料金支払方法の導入 口座振替利用者へのサービス拡大 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	19
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	流域における連携の推進 下水道利用に関する啓発・指導 琵琶湖疏水の適切な維持管理	19
	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	事業の効率化の推進 民間活力の導入の推進 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 企業力向上のための組織改革の推進 業務の高度情報化の推進	21
	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	企業債残高の削減 未納金徴収体制の強化 保有資産の有効活用 上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 水道・下水道工事等におけるコストの縮減 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し 新たな増収策の検討・推進 給与制度の点検・見直し	22
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 上下水道技術の一元監理の推進 水道・下水道の水質管理業務の一元化 浄水場排水の下水道での一体処理化(再掲)	23
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	人材活性化に向けた取組の強化 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 職員の能力発揮のための職場環境の整備 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成 知識・経験や技術・技能の継承 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	23 24

25～26 ページに「用語解説」を掲載しています。



上下水道局事業推進方針では、平成 20 年度から 10 年間の経営戦略である「京（みやこ）の水ビジョン」の後期 5 箇年の実施計画である「中期経営プラン（2013-2017）」に掲げる取組項目について、平成 29 年度の事業計画と目標水準を取りまとめています。

なお、中期経営プランに掲げる 5 つの重点項目（本冊子では、重点項目に該当する取組項目に色を付けて示しています。）を中心に、平成 29 年度に実施する特に重要な事業については、別途「上下水道局運営方針」を策定・公表しています。

施策目標 I

毎日安心して使うことができ、

災害にも強い水道・下水道を目指します

水道，下水道は都市生活に必要不可欠なライフラインのひとつであり，市民の皆さまには，安心して水道，下水道を使っていただけるよう，事業を進めていく必要があります。

安全な水道水を安定して供給するとともに，大雨による浸水の被害から市民の皆さまの生命や財産を守るなど，安全・安心な市民生活を支えます。併せて，大地震や風水害等の災害にも強く，被災しても早期復旧が可能な水道・下水道施設を整備します。

《重点推進施策》

- 1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給
- 2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備
- 3 災害・事故等危機時における迅速な対応
- 4 雨に強く安心できる浸水対策の推進
- 5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備
- 6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

- 1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給

蛇口を通じて安全・安心な水道水を，安定して効率的に供給します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
水源から蛇口までの水質管理の強化	水質第 1 課， 水道部管理課，施設課， 施設管理事務所， 各浄水場， 配水課， 水道管路管理センター	・水安全計画の検証，見直し ・水道水質検査計画の策定・実践 ・検査精度の維持向上	・水安全計画に基づき，浄水場を運営する中で，明らかになった課題を抽出し，見直しに反映 ・平成 29 年度水道水質検査計画に基づく，原水及び水道水の水質検査の着実な実施 ・平成 30 年度水質検査計画の策定 ・水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)に従い，高い精度管理を維持 ・山間地域の水質検査(委託による)について，水道 GLP に基づいた精度の確認を実施
原水水質監視の強化	水質第 1 課， 水道部管理課，施設課， 各浄水場， 疏水事務所	・琵琶湖の水質調査を継続 ・水質自動監視装置により原水水質監視を強化 ・滋賀県や大津市と琵琶湖の水質情報を共有	・琵琶湖南湖 9 地点における定期調査の実施(月 1 回) ・琵琶湖における赤潮やアオコ等の発生時における臨時調査の実施 ・琵琶湖第 2 疏水取水口に設置した魚類監視装置及びクロロフィル計による，毒物及びアオコ等の流入の常時監視 ・滋賀県との情報交換会及び大津市との技術協議会の開催(年 1 回以上) ・日常的な水質情報の交換及び技術交流の実施
適正な浄水処理の推進			
原水 pH 調整施設の整備	水質第 1 課， 水道部管理課，施設課， 各浄水場	・原水 pH 調整設備の運用 ・粉末活性炭注入設備改良工事に伴う技術的検討	・原水 pH 調整設備の適正な運用による浄水処理の実施 ・高い臭気物質除去能力を持つ粉末活性炭に係る調査結果に基づき導入可能性を検討し，平成 28 年度から引き続き，基本計画を策定
配水水質監視装置の拡充	水質第 1 課， 水道部管理課，施設課， 施設管理事務所， 配水課， 水道管路管理センター	・市内 36 箇所の給水栓で水道水の毎日検査を実施 ・配水水質自動監視装置を 2 箇所増設(合計 14 箇所)	・市内 36 箇所の毎日検査を継続実施及び検査地点の見直し ・配水水質自動監視装置の設計・施工(2 箇所)
直結式給水の拡大	給水課， 配水課	・貯水槽水道管理者への PR 強化 ・局ホームページへの直結式給水に関する情報を掲載	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 3,000 件 ・設置者に対して貯水槽の適正な管理の指導・直結式給水への切替えに関する情報提供の実施 ・直結式給水に関する情報や施工要領についてホームページに掲載 ・直結式給水の増加件数(3 階以上) 250 件
水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等			
水道未普及箇所の解消に向けた取組	水道部管理課	・解消に向けた継続的な取組の実施	・解消に向けた継続的な取組の実施
京北地域水道 (京北中部，細野) の再整備	—	— (平成 28 年度事業完了)	— (平成 28 年度事業完了)
大原地域水道の 再整備	—	— (平成 27 年度事業完了)	— (平成 27 年度事業完了)
中川・小野郷地域水道の 整備	—	— (平成 28 年度事業完了)	— (平成 28 年度事業完了)

- 2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

地震等の災害に強い水道・下水道施設を整備するとともに、災害リスクを分散し、被災しても被害が少なく、早期に復旧が可能な水道・下水道を構築します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
水道システムの耐震性向上（重点項目 2）			
水道管路の耐震化	水道部管理課， 給水課， 配水課， 水道管路建設事務所	・配水管耐震化工事実施 34.8km (布設替え 30km, 新設 4.8km) ・補助配水管耐震化工事実施 14km (布設替え 8km, 新設 6km)	・配水管耐震化工事実施 34.8km (布設替え 30km, 新設 4.8km) ・補助配水管耐震化工事実施 14km (布設替え 8km, 新設 6km) ＜配水管更新率 1.2%＞ ＜水道管路の耐震化率 15.4%＞ ＜水道の主要管路の耐震適合性管の割合 49.5%＞
浄水場等基幹施設の耐震化	水道部管理課，施設課， 蹴上浄水場， 松ヶ崎浄水場， 疏水事務所	・蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了 ・松ヶ崎浄水場洗浄水槽等耐震化工事完了 ・松ヶ崎浄水場高区 1・2 号配水池改良工事着手	・蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了 (工期:平成 25～29 年度) ・松ヶ崎浄水場洗浄水槽等耐震化工事完了 (工期:平成 28～29 年度) ・松ヶ崎浄水場高区 1・2 号配水池改良工事実施(工期:平成 29～33 年度)
導水施設の耐震化による安定した取水の確保	水道部管理課，施設課， 新山科浄水場， 疏水事務所	・新山科浄水場導水トンネル築造工事着手	・新山科浄水場導水トンネル築造工事実施 (工期:平成 29～39 年度)
連絡幹線配水管の布設（重点項目 2）	配水課， 水道管路建設事務所	・吉田連絡幹線配水管の布設工事実施 ・御池連絡幹線配水管の布設工事実施 ・花園連絡幹線配水管の布設工事実施	・吉田連絡幹線配水管布設工事(13)実施 (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 30 年度予定 ・御池連絡幹線配水管布設工事(2)完了 ・御池連絡幹線配水管布設工事(3)実施 (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 33 年度予定 ・花園連絡幹線配水管布設工事(2)完了 ・花園連絡幹線配水管布設工事(3)(4)(5)実施 (工期:平成 29 年～31 年度) (工期:平成 29 年～30 年度) (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 32 年度予定
老朽化した下水管の耐震性向上（重点項目 2）	下水道建設事務所， 計画課， 設計課	・老朽化した下水道管路の調査，管更生及び布設替工事実施 20km	・管路内調査 20km 完了 ・経年管老朽化対策工事(21)～(25)実施 (工期:平成 29～30 年度) ＜下水道管路地震対策率 88.4%＞ ＜下水道管路調査・改善率 0.7%＞
下水道施設の地震対策の強化（重点項目 2）	下水道建設事務所， 計画課， 設計課	・重要な下水道管路の耐震化工事実施 8km ・水環境保全センターの管理用地下通路の地震対策実施 ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池地震対策工事完了 ・災害用マンホールトイレの整備工事実施	・管路内調査 8km完了 ・管路地震対策工事(37)～(39)実施 (工期:平成 29～30 年度) ＜下水道管路地震対策率 88.4%＞ 【I-2-④再掲】 ＜下水道管路調査・改善率 0.7%＞ 【I-2-④再掲】 ・下水道施設継手部地震対策工事の設計 ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池築造工事(2)完了 (工期:平成 27～29 年度) ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池設備工事完了 (工期:平成 28～29 年度) ※事業完了:平成 29 年度予定 ＜下水道施設(建築)の耐震化率 83.9%＞ ・災害用マンホールトイレ設置のための管路地震対策工事(33)～(36)完了 (工期:平成 29 年度)

- 3 災害・事故等危機時における迅速な対応

あらゆる危機においても迅速に対応できるよう、危機管理対策を強化します。

防災機能を強化するとともに、応急給水訓練の実施により、拠点給水活動が迅速に行える体制を構築します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
危機管理対策の強化 (重点項目 2)	総務課, 監理課, 水道部管理課, 下水道部管理課	- 危機管理に関する各種計画の点検, 整備 - 上下水道局業務継続計画(震災対策編)の運用及び継続的な改善 - 災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」のネーミング及びデザインの在り方の検討	- 広域災害発生時における他都市との相互応援に係る行動手順(応急給水活動)の職員への周知及び当該手順書を用いた訓練の実施 - 初動措置訓練, 避難訓練, 自衛消防隊による消火訓練等の実施 - 上下水道局業務継続計画(震災対策編)に基づく行動確認訓練の実施及び課題点の改善 「疏水物語」のネーミング及びデザインの在り方を検討するとともに, 製造から 5 年としている賞味期限を 10 年まで延長するなど, 水道水の PR や飲料水の備蓄啓発に資する見直しの実施
防災拠点の充実 (重点項目 2)	総務課, 資器材・防災センター, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 各営業所, 監理課, 水道管路管理センター	- 防災用消耗品購入 - 太秦庁舎(山ノ内浄水場跡地における新庁舎)建設による市内北部エリアの防災活動拠点の充実 - 応急給水訓練の継続実施	- 応急給水資機材配布計画に基づき応急給水用仮設給水栓, ヘルメット, 安全靴等の防災用消耗品の計画的な購入 - 太秦庁舎において, 災害発生時に迅速に対応できる資器材の配備の充実 - 仮設給水栓を用いた応急給水訓練の実施(応急給水槽設置事業所, 京都市総合防災訓練, 各区総合防災訓練等)
水質の安全管理(上下水道)の充実			
原水水質監視の強化(- 1 - 再掲)			
危機発生時の体制整備	水質第 1 課, 水質第 2 課, 水道部管理課, 施設課, 下水道部施設課	危機管理訓練の実施及び要綱, マニュアル等の更新	油や有害物質流入事故に備えた訓練の実施と対応マニュアルの見直し
水質の安全管理 (上下水道)	水質第 1 課, 水質第 2 課	放射性物質の平常時モニタリングの実施及び結果の公表	- 京都市地域防災計画原子力災害対策編に基づき水道原水及び水道水を月 1 回(山間地域は 3 箇月に 1 回)の頻度で測定 - 下水汚泥(焼却灰)及び放流水の放射性物質の測定(年 2 回) - 測定結果をホームページに掲載 - 下水汚泥中の放射性物質の測定方法についての検討
工事及び維持管理作業における安全対策の強化	監理課	- 安全対策の周知 - 局安全パトロールの実施 - 安全管理講習会の実施	- 事故防止対策強化月間の取組の実施 - 安全管理に関する情報の周知 - 局安全パトロールの実施(年 2 回) - 安全管理講習会の実施(年 2 回)



新山科浄水場導水トンネルの築造 (I-2-②)

地震等の災害時においても原水(水道水のもとになる水)を安定して取水するために, 市内の約半分の給水を担う新山科浄水場に原水を運ぶ導水トンネルを更新します。



連絡幹線配水管の布設 (I-2-③)

地震等の災害により浄水場からの給水ができなくなった場合等に, 別の浄水場から安定して給水できる体制を整備するため, 各浄水場をつなぐ連絡幹線配水管を布設します。

- 4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

浸水が起こりやすい箇所を速やかに解消し、10年に一度の大雨（1時間に62mm）に対する安全度を確保します。

地下施設の浸水等による人命や都市機能の重大な被害を防ぐとともに、市民・事業者等と連携して雨水流出抑制を引き続き推進するなど、ハード・ソフト両面で雨に強いまちづくりを着実に進めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
地下街等を有する地区の浸水対策（重点項目 2）	下水道建設事務所，計画課，設計課	- 山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施 - 祇園地区における花見小路幹線の整備工事実施	- 山科三条雨水幹線の整備事業完了 - 花見小路幹線工事完了（工期：平成 27～29 年度） ※事業完了：平成 30 年度予定 ＜雨水整備率（10 年確率降雨対応） 28.0％＞
河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進（重点項目 2）	下水道建設事務所，計画課，設計課	阪急桂駅東側地域（新川流域）における新川 6 号幹線の整備工事実施	新川 6 号幹線（雨水）工事（1）完了（工期：平成 26～29 年度） ※事業完了：平成 30 年度予定 ＜雨水整備率（10 年確率降雨対応） 28.0％＞ 【Ⅰ-4-①再掲】
浸水被害発生箇所の解消（重点項目 2）	下水道部管理課，下水道建設事務所，各下水道管路管理センター，計画課，設計課	- 伏見大手筋地域における伏見第 3 導水きよの整備工事実施 - 山科北部地域における山科川 13-1 号雨水幹線の整備工事実施 - 京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画に基づく取組の推進 - マンホール蓋の飛散等による被害を防ぐための対策を実施	- 伏見第 3 導水きよ工事実施（工期：平成 27～30 年度） ※事業完了：平成 31 年度予定 - 山科川 13-1 号幹線（雨水）工事（1）実施（工期：平成 27～29 年度） ※事業完了：平成 31 年度予定 ＜雨水整備率（10 年確率降雨対応） 28.0％＞ 【Ⅰ-4-①再掲】 - それぞれの地区や課題に応じた検討会を開催し、浸水対策を検討・実施 - 雨水流入量の多いその他の幹線等でも、人孔上部整備工事に合わせて、飛散防止型マンホール蓋への交換を順次実施
雨水流出抑制の推進（重点項目 2）	下水道部管理課，下水道建設事務所，計画課，設計課	- 雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120 件 - 雨水浸透ます設置助成金制度の実施 240 基 - 雨水貯留や雨水浸透による雨水流出抑制の推進	- 雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120 件 - 雨水浸透ます設置助成金制度の実施 240 基 - 公共建築物や開発行為等における雨水流出抑制施設の設置について指導を実施



雨に強く安心できる浸水対策の推進（Ⅰ-4）

市民の生命や財産を守るため、浸水被害の最小化を図る「雨に強いまちづくり」の実現に向け、大雨の時に雨水を取り込む新川 6 号幹線、花見小路幹線、山科川 13-1 号雨水幹線、伏見第 3 導水きよを整備します。

また、伏見大手筋地域や淀地域などの浸水対策や、雨水ますの増設などのきめ細やかな対応を行います。



整備中の雨水幹線の内部（新川 6 号幹線）

雨水浸透ます及び雨水貯留施設の設置助成金制度（Ⅰ-4-④）

市民の皆さまに、雨水を地中に浸透させ市街地への雨水の流出を抑制する効果がある「雨水浸透ます」や、雨水を一時的に貯留し有効活用ができる「雨水貯留施設」を設置していただくため、助成制度を設けています。従前は雨水貯留施設の設置工事費用については、助成を受けることができませんでしたが、**平成 29 年度からは助成を受けることができるようになりました。**



- 5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備

水道水の異臭味を解消し水質基準を遵守するために、蹴上浄水場に高度浄水処理施設を整備します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
高度浄水処理施設の整備	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課, 蹴上浄水場	・高度浄水処理施設整備計画の見直し	・高い臭気物質除去能力を持つ微粉末活性炭注入設備の導入等を見据えた, 高度浄水処理施設整備計画の見直し
原水水質監視の強化 (- 1 - 再掲)			
適正な浄水処理の推進 (- 1 - 再掲)			
浄水処理技術等の調査・研究・開発	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課	・水質情報の収集及びより適切な浄水技術の調査	・粉末活性炭に係る調査研究及び関係課との協議の実施

- 6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

平成 29 年度までに道路部分に残存する鉛製給水管を全て解消します。

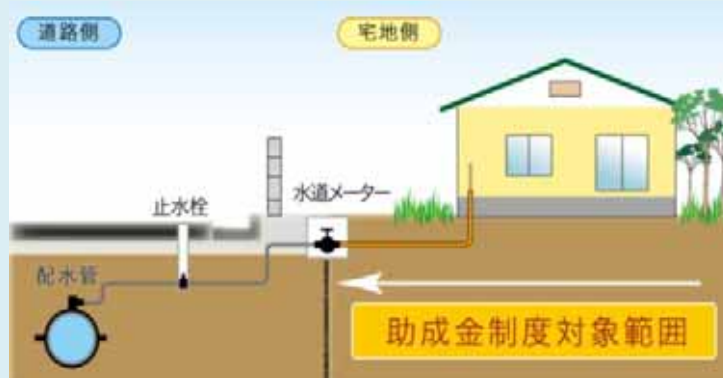
取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
鉛製給水管の単独取替えの継続実施	給水課	・道路部分の取替件数 12,600 件	・鉛製給水管単独取替工事による道路部分の鉛製給水管解消件数 12,600 件 ・未調査・訪問件数 9,700 件 ＜道路部分の鉛製給水管の割合 0%＞
補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進	給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	・道路部分の取替件数 3,910 件	・配水管の布設替えに関連した道路部分の鉛製給水管 300 件 ・補助配水管の布設替えに関連した道路部分の鉛製給水管 200 件 ・漏水修繕等に関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 3,410 件 ＜道路部分の鉛製給水管の割合 0%＞
鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	給水課	・助成件数 80 件	・助成件数 80 件 ・戸別訪問件数 100 件 ・助成金利用対象者への助成金額の増額についての周知の実施



鉛製給水管取替工事助成金制度 (I - 6 - ③)

京都市上下水道局では、漏水を防止し、安全・安心な水道水をお届けするため、鉛製給水管の解消を目指しています。道路部分に残存する鉛製給水管については、平成 29 年度末に残存率をゼロとするために上下水道局で取替えを進めていますが、宅地内に残存する鉛製給水管については、お客さまの財産であり、お客さまの費用負担で取り替えていただく必要があります。

そのため、お客さまが宅地内の水道メーターから蛇口までの間にある鉛製給水管を鉛以外の材質のものに取り替える際に、工事費を一部助成する「鉛製給水管取替工事助成金制度」を平成 19 年度から設けています。平成 29 年度は、制度の利用促進を図るため、助成金額（工事費の半額）の上限を 5 万円から 10 万円に増額します。



施策目標Ⅱ

環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

本市は、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する地域特性を踏まえ、琵琶湖から頂いて使用した水を、きれいにして河川に戻さなければなりません。また、事業活動全般においては、一層の省エネルギーや省資源化を図ることにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会に寄与していきます。

さらに、地球環境の保全は、現在（いま）を生きる私たちが直面している喫緊の課題です。本市は京都議定書誕生の地として、積極的な役割を果たしていく必要があります。

《重点推進施策》

- 1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進
- 2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善
- 3 市民の暮らしと水環境を守る下水道整備の拡大
- 4 環境保全の取組の推進

- 1 市内河川と下流域の水環境を守る下水の高度処理の推進

閉鎖性水域である大阪湾・瀬戸内海の富栄養化を防止するためには、窒素除去が急務であることから、窒素除去に重点をおいた下水の高度処理を、処理施設の更新時期にあわせて段階的・効率的に推進します。

法に定められた水質基準よりも厳しく設定した独自の処理水質目標と管理基準値によって水質監視を行います。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
下水の高度処理施設の段階的な整備 (重点項目 3)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	— (28 年度に予定事業完了)	<高度処理人口普及率 53.2%> (平成 28 年度末に達成)
良好な処理水質の確保	水質第 2 課, 下水道部施設課, 各水環境保全センター	・処理水の継続監視 ・処理水質目標及び管理基準値の見直し ・管理基準値不適合事例の文書化	・水質管理マニュアルに基づく水質検査の実施 ・各水環境保全センターの処理水質目標及び管理基準値の見直し ・管理基準不適合発生時における原因、改善策の検討及び運転管理への反映並びに改善処置記録票の作成
微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	水質第 1 課, 水質第 2 課, 下水道部施設課	・継続的な情報収集と調査研究の実施	・微量化学物質や病原性微生物の情報収集 ・要監視項目の測定(月 1 回)による実態の把握

- 2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

雨天時に合流式下水道から流出する未処理下水やゴミ等を削減する改善対策を、目標年度(平成 35 年度)を見据え、積極的に推進します。

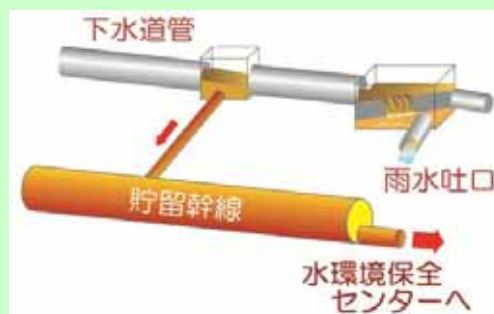
取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
貯留幹線等の整備 (重点項目 3)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・伏見北部地域における津知橋幹線の整備工事実施	・津知橋幹線工事実施 (工期:平成 28~31 年度) ※事業完了:平成 32 年度予定 <合流式下水道改善率 66.2%>
雨天時下水処理の改善 (重点項目 3)	水質第 2 課, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・雨天時水質検査の実施とその結果に基づく改善効果の確認 ・伏見水環境保全センター合流改善施設の整備工事実施	・雨天時放流水質検査の実施(年 1 回), 放流水質の評価 ・伏見水環境保全センター合流改善施設(土木)工事完了 (工期:平成 27~29 年度) ・伏見水環境保全センター合流改善施設(設備)工事完了 (工期:平成 28~29 年度) ※事業完了:平成 29 年度予定 <合流式下水道改善率 66.2%> 【Ⅱ-2-①再掲】
雨水吐口からのゴミ等の流出削減	下水道部管理課, 各下水道管路管理センター, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	— (平成 27 年度事業完了)	— (平成 27 年度事業完了) <雨水吐改善率 100%> (平成 27 年度末に達成)



合流式下水道の改善(Ⅱ-2)

大雨時に合流式下水道(※)から汚水の混ざった雨水が河川に流出することがあるため、その量を減らして河川の水環境を保全することを目的として、津知橋幹線及び水環境保全センターにおける対策施設を整備します。

※ 汚水と雨水を合わせて集める方式の下水道



- 3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大

計画区域内の未整備箇所や北部地域など必要な下水道整備を推進します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
北部地域の汚水整備の推進	—	— (平成 26 年度事業完了)	— (平成 26 年度事業完了)
未整備箇所の汚水整備の推進	下水道建設事務所, 設計課	・汚水整備の推進	・羽束師2号幹線工事(3)完了 (工期:平成 29 年度) ＜下水道人口普及率 99.5%＞ (平成 25 年度末に達成)
未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	下水道部管理課	・普及勧奨を継続的に推進	・対象家屋全件に対し、戸別訪問による普及勧奨を実施

- 4 環境保全の取組の推進

環境マネジメントの継続的な取組により、省エネルギー対策、再生可能エネルギーの利用拡大を一層図り、京都議定書誕生の地として、地球温暖化対策に積極的な役割を果たします。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減（重点項目 3）			
太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの利用拡大	監理課	・太陽光発電設備(太秦庁舎)の設置	・太陽光発電設備(太秦庁)工事完了 (工期:平成 29 年度)
温室効果ガスの排出削減	監理課	・京都市地球温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書(H26-28)」の実施状況の確認、報告 ・「事業者排出量削減計画書(H29-31)」の作成及び実施	・事業者排出量削減計画目標(基準年度(平成 23～25 年度)の評価対象排出量に対して平成 26～28 年度の合計値で 8.5%の削減)の達成に向けた実施状況の確認、報告 ・事業者排出量削減計画(平成 29～31 年度)の作成
	水道部施設課, 各浄水場	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減 ・総電力使用量の削減	・高効率機器への更新、ポンプ運転台数の最適化、照明や空調の運用見直しによる電力使用量の削減 ・浄水場全体の電力使用量平成 22 年度比 37%削減
	下水道建設事務所, 下水道部施設課, 各水環境保全センター, 設計課	・省エネルギー機器の採用、使用電力の削減 ・総電力使用量の削減	・高効率機器への更新、送風機設備等の運転最適化、照明や空調の運用見直しによる電力使用量の削減 ・水環境保全センター全体の電力使用量平成 22 年度比 6.5%削減
環境マネジメントシステムの継続的運用	総務課, 経営企画課, 監理課, 水道部施設課, 下水道部施設課	・本庁舎・事業所等における環境マネジメントシステム(EMS)の運用、省エネルギー等の推進 ・浄水場におけるEMSの運用、水道水質の維持・向上 ・水環境保全センターにおけるEMSの運用、放流水質の維持・向上	・本庁舎における京都市独自の環境マネジメントシステム(KYOMS)の継続した取組の実施 ・KYOMSの「所属における取組推進項目」のうち、コピー用紙部門及び省エネ部門の達成所属の割合を8割以上 ・浄水場におけるEMSの継続運用、水道水質の継続的な維持・向上 ・水環境保全センターにおけるEMSの継続運用、放流水質の継続的な維持・向上

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
資源循環の推進 (重点項目 3)	下水道建設事務所, 下水道部施設課, 鳥羽水環境保全センター, 計画課, 設計課	- 下水汚泥等の有効利用拡大に向けた検討 - 消化ガス有効活用拡大に向けた消化タンク等の再整備工事完了 - 消化ガス活用とセメント原料化による汚泥有効利用の推進	- 下水汚泥固形燃料化施設の導入に向けた取組を実施 - 鳥羽水環境保全センター汚泥消化タンク設備工事完了 (工期:平成 28~29 年度) - 消化ガスの汚泥焼却炉燃料等への活用と脱水汚泥等のセメント原料化による汚泥有効利用の実施により有効利用率 23%達成 <汚泥有効利用率 23%>
京都のまちの景観に配慮した施設の整備	水道部管理課,施設課, 配水課	風致地区等における景観配慮を継続実施(蹴上浄水場第1高区配水池改良工事完了)	蹴上浄水場第1高区配水池改良工事完了(工期:平成 25~29 年度)
環境報告書の作成	監理課, 水道部施設課, 下水道部施設課	- 環境報告書の発行 - 局主催行事に合わせた広報活動の実施	- 環境報告書の作成及び発行 - 蹴上浄水場及び鳥羽水環境保全センターの一般公開等におけるパネル展示の実施



太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの利用拡大 (Ⅱ-4-①)

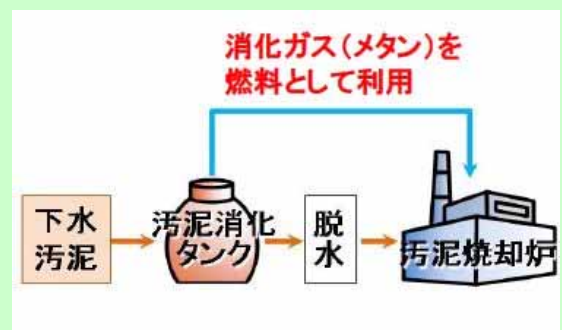
環境に配慮した事業運営を推進するため、松ヶ崎浄水場、新山科浄水場、鳥羽水環境保全センター及び石田水環境保全センターに大規模太陽光発電設備を設置しており、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減に貢献するとともに、発電した電力は固定価格買取制度を活用して売却します。平成 29 年度は、太秦庁舎(平成 29 年 7 月 18 日開庁)に新たに太陽光発電設備を設置します。



鳥羽水環境保全センターの太陽光発電設備

下水汚泥を活用した再生可能エネルギーの利用拡大について (Ⅱ-4-③)

鳥羽水環境保全センターでは、下水の処理過程で生じる汚泥から消化ガスを発生させるための汚泥消化タンク等を再整備しています。消化ガスは、従来から焼却炉の燃料として活用しており、今回の再整備によって発生量を倍増させることにより、焼却炉で使用する燃料の全てをまかなうことが可能となります。



施策目標Ⅲ

将来にわたって使い続けられるよう

水道・下水道の機能維持・向上に努めます

水道，下水道の施設は，一日たりとも休むことなく稼働しています。これらの施設は造ってしまえば終わりということではなく，古くなったものは更新や改良により，その機能を維持・向上させていく必要があります。将来にわたって水道，下水道が使い続けられるように，老朽化した施設を計画的に更新・改良します。

また，近年の水需要の減少により水道，下水道施設の稼働率が低くなっています。水需要に応じた施設規模の適正化や施設の再編成により，より効率的な事業の運営に努めていきます。

《重点推進施策》

- 1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新
- 2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新
- 3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

- 1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させるとともに、漏水や道路陥没事故を防ぎます。

水道管路については、耐震性や耐久性に優れた高機能ダクタイル鋳鉄管への布設替えを加速させ、水道水を安定的に供給します。下水管路については、老朽化した箇所や社会的な影響の大きな箇所から、計画的に改築更新を進めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
水道配水管の更新の推進 (重点項目 1)	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路建設事務所	・配水管布設替工事実施 30km 【Ⅰ-2-①一部再掲】 ・補助配水管布設替工事実施 8km 【Ⅰ-2-①一部再掲】	・配水管布設替工事実施 30km 【Ⅰ-2-①一部再掲】 ・補助配水管布設替工事実施 8km 【Ⅰ-2-①一部再掲】 <配水管更新率 1.2%>
下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 (重点項目 1)	下水道部管理課, 各下水道管路管理センター, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・老朽化した下水道管路の調査、管更生及び布設替工事実施 20km 【Ⅰ-2-④再掲】 ・重要な下水道管路の耐震化工事実施 8km 【Ⅰ-2-⑤再掲】	・管路内調査 20km 完了 ・経年管老朽化対策工事(21)～(25)実施 (工期:平成 29～30 年度) 【Ⅰ-2-④再掲】 ・管路内調査 8km 完了 ・管路地震対策工事(37)～(39)実施 (工期:平成 29～30 年度) 【Ⅰ-2-⑤再掲】 <下水道管路地震対策率 88.4%> 【Ⅰ-2-④再掲】 <下水道管路調査・改善率 0.7%> 【Ⅰ-2-④再掲】
漏水防止と有収率の向上	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	・配水管及び補助配水管布設替工事実施 38km 【Ⅲ-1-①再掲】 ・鉛製給水管取替工事実施 16,510 件 【Ⅰ-6-①, ②再掲】	・配水管及び補助配水管布設替工事実施 38km 【Ⅲ-1-①再掲】 <有収率 91.0%> ・鉛製給水管取替工事の実施 16,510 件 【Ⅰ-6-①, ②再掲】
浸入水の削減	下水道部管理課, みなみ下水道管路管理センター, 下水道部施設課, 石田水環境保全センター	・山科処理区で浸入水の削減対策の調査を行い、対策工事実施及びその他の対策の検討	・山科処理区で浸入水の対策工事実施 (工期:平成 29 年度)

- 2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

浄水場や水環境保全センター等の基幹施設について、計画的かつ効率的に改築更新を行い、非常時を含め、一日たりとも休むことができない水道・下水道の機能を維持・向上させます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
浄水施設等の改築更新 (重点項目 1)	水道部管理課,施設課, 各浄水場, 疏水事務所	・蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了【Ⅰ-2-①再掲】 ・新山科浄水場高区送水ポンプ及びコントロール盤更新工事実施 ・松ヶ崎浄水場原水調整弁等更新工事完了	・蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了(工期:平成 25～29 年度) 【Ⅰ-2-①再掲】 ・新山科浄水場高区送水ポンプ設備更新工事実施 (工期:平成 28～30 年度) ・松ヶ崎浄水場原水調整弁等更新工事完了(工期:平成 29 年度)
水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 (重点項目 1)	下水道部管理課, ポンプ施設事務所, 下水道建設事務所, 下水道部施設課, 各水環境保全センター, 設計課	・鳥羽水環境保全センター改築更新工事実施 ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池改築更新工事完了	・鳥羽水環境保全センター自家発電設備工事実施(工期:平成 28～30 年度) ・鳥羽水環境保全センター汚泥搬送設備工事実施 (工期:平成 29～30 年度) ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池築造工事(2)完了 (工期:平成 27～29 年度) 【Ⅰ-2-⑤再掲】 ・伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池設備工事完了 (工期:平成 28～29 年度) ※事業完了:平成 29 年度予定 【Ⅰ-2-⑤再掲】
水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷水道の再整備等(- 1 - 再掲)			

- 3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

蹴上・松ヶ崎・新山科の3浄水場体制により水道水を安定的に供給するとともに、浄水場の排水を水環境保全センターで一体的に処理し、処理の効率化を行い、維持管理コストを削減します。

また、水環境保全センターにおいては、施設の改築更新にあわせた段階的な高度処理の導入及び合流式下水道改善施設の整備を進めるとともに、鳥羽・吉祥院処理区を統合し、一体的な水処理の運用を段階的に図ります。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
3 浄水場体制での安定給水の確保	配水課、 水道管路建設事務所	・吉田、御池、花園連絡幹線配水管の布設工事実施 【Ⅰ－2－③再掲】	・吉田連絡幹線配水管布設工事(13)実施 (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 30 年度予定 ・御池連絡幹線配水管布設工事(2)完了 ・御池連絡幹線配水管布設工事(3)実施 (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 33 年度予定 ・花園連絡幹線配水管布設工事(2)完了 ・花園連絡幹線配水管布設工事(3)(4)(5)実施 (工期:平成 29 年～31 年度) (工期:平成 29 年～30 年度) (工期:平成 29 年～30 年度) ※事業完了:平成 32 年度予定
水環境保全センターの施設規模の適正化	下水道部施設課、 伏見水環境保全センター、 計画課、 設計課	・伏見水環境保全センターの合流改善施設の整備工事完了	・伏見水環境保全センター合流改善施設(土木)工事完了 (工期:平成 27～29 年度) 【Ⅱ－2－②再掲】 ・伏見水環境保全センター合流改善施設(設備)工事完了 (工期:平成 28～29 年度) ※事業完了:平成 29 年度予定 【Ⅱ－2－②再掲】
鳥羽・吉祥院処理区の統合 (重点項目 1)	下水道部施設課、 鳥羽水環境保全センター、 計画課、 設計課	・鳥羽水環境保全センター及び吉祥院支所の一体的かつ効率的な水処理の運用の検討	・吉祥院支から鳥羽水環境保全センターへの汚水の切り替えに関する技術的な検討を実施
浄水場排水の下水道での一体処理化 (重点項目 1)	下水道部管理課、施設課、 各浄水場、 下水道部施設課、 各水環境保全センター、 計画課	— (平成 26 年度事業完了)	— (平成 26 年度事業完了)

水道配水管の更新の推進 (Ⅲ－1－①)



市民の命と暮らしを守り、産業の発展に寄与する水道水を、将来にわたり安定的に供給するため、老朽化した水道管の更新をスピードアップするとともに、地震に強い水道を整備します。

<配水管更新率> 平成 29 年度目標 : 1.2%



下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 (Ⅲ－1－②)



快適で衛生的な暮らしを支え、良好な水環境を守る下水道を、将来にわたって安心して使い続けるため、老朽化した下水道管を更生工法や布設替えにより計画的に更新するとともに、重要な管路を耐震化することで、地震に強い下水道を整備します。

<下水道管路調査・改善率> 平成 29 年度目標:0.7%

施策目標Ⅳ

皆さまのご要望におこたえし、

信頼される事業を展開します

水道・下水道は、市民の皆さまに毎日利用していただいている必要不可欠なサービスですが、むしろ使うことが当たり前すぎて、日常生活の中では特段意識されない方がほとんどだと言えます。そのため、水道事業、公共下水道事業が持つ意義や実態を正しく再認識していただけるよう、積極的な広報活動、より分かりやすい情報開示の推進等に努めます。併せて、多様化・高度化する市民の皆さまのご要望を的確に把握し、迅速に対応していきます。

さらに、地域の皆さまや琵琶湖周辺及び淀川下流域の関係者との協働作業、積極的な情報交換等により、相互の厚い信頼関係の構築に努め、琵琶湖・淀川水系の流域全体としての水環境の保全に取り組みます。

《重点推進施策》

- 1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり
- 2 積極的に行動するサービスの充実
- 3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保
- 4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進
- 5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

- 1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

生活時間が多様化するお客さまニーズに的確に対応するため、様々な機会や手法を活用して各種受付ができるようサービスを検討し、より一層お客さまが利用しやすいサービスの推進に努めます。

高度化するお客さまニーズにも対応した、より高水準なサービスを展開するための仕組みづくりを進めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
お客さまの利便性の向上 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室、各営業所	・様々な機会や手法を活用した受付の検討及び実施	・英語版記入例(給水申込書、口座振替依頼書、クレジットカード継続申込書)の局ホームページへの掲載 ・大学生、短大生を対象とした各種手続の案内
お客さまが利用しやすい窓口づくり(重点項目 4)			
お客さま窓口サービスの更なる向上	お客さまサービス推進室、各営業所	・お客さまが利用しやすい窓口づくりを推進するための施策の検討・実施	・手話使用者への理解を深める研修など職員の対応能力の向上 ・区役所・支所への相談窓口の設置
各庁舎の整備	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、監理課	・太秦庁舎完成・開庁	・太秦庁舎建築工事の完了(太秦庁舎、水道管路に係る研修施設等)
お客さまへの情報提供の充実			
上下水道に関する情報検索システムの構築	総務課	・ホームページ等の管理・運営	・ツイッターのフォロワー数の増加 ・ホームページ(日本語トップページ)への1日平均アクセス数 前年度以上
管路情報管理システムのデータ更新と機能拡充	水道部管理課	・地域水道データの構築 ・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・再整備施設のデータ構築完了(京北中部、熊田、京北西部、中川・小野郷整備) ・計画的なデータ更新を継続して実施
	下水道部管理課	・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・計画的なデータ更新を継続して実施

- 2 積極的に行動するサービスの充実

水道・下水道に関する総合窓口である営業所を抜本的に再編することでより一層効果的な業務執行体制を構築するとともに、必要に応じてお客さまのところに訪問する「積極的に行動するサービス」への展開を図ります。

多様化・高度化するお客さまニーズを迅速かつ的確に把握し、お客さまに信頼される事業を展開することにより、時代の要請に応じたサービスの提供に努めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
上下水道局営業所の抜本的再編 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室、水道部管理課、給水課、配水課	・西部営業所(右京・西京営業所担当区域)の開設 ・営業所の再編についてお客さまへの周知活動の実施	・西部営業所開所(7月) ・新北部営業所開所に向けた左京営業所庁舎の改修に着手 ・西部営業所開設に関する周知チラシの作製・配布 ・左京営業所改修工事及び新北部営業所開設に関する周知チラシの作製・配布 ・ホームページ、市民しんぶん等様々な媒体を用いた PR の実施
出前トークや環境教育の充実 (重点項目 4)	総務課 お客さまサービス推進室	・出前トークの実施 ・環境教育の実施	・出講件数 9 回(過去 3 箇年の平均出講回数)以上 ・市内全小学 4 年生(一部 3 年生)への啓発品(リーフレット、クリアホルダー)の配布 ・子ども向け水道水 PR プログラム「わくわくすいどうひろば」の実施 ・他部局との連携による環境教育イベントへの参加
	各浄水場、各水環境保全センター	・施設見学の受入	・施設見学受入の継続実施
お客さま訪問サービスの実施 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室、各営業所	・「水道便利袋」を活用したお客さま訪問サービスの充実の検証、拡大 ・高齢者等への新たなお客さまサービスの検討・実施 ・メーター点検訪問時の広報物配布による事業 PR の検討・実施	・「水道便利袋」封入物の内容の充実 ・区役所・支所及び保健福祉局等と連携し、高齢者等への新たなお客さまサービスの検討・実施 ・リーフレット等の配布による事業 PR の実施(配布予定回数:年 5 回)
貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	給水課	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 3,000 件	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 3,000 件 ・設置者に対して貯水槽の適正な管理の指導・直結式給水への切替えに関する情報提供の実施

- 3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

事業の透明性を高め、お客さまとの信頼関係の維持・向上を図るため、より一層広報・広聴機能の充実を図るとともに、様々な手法や機会を活用した積極的な情報開示を進めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
広報・広聴計画の策定・充実	総務課	・広報・広聴計画の策定と充実	・既存事業の充実及び新規事業の企画
積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実（重点項目 4）	総務課， 経営企画課， 経理課 お客さまサービス推進室， 各営業所	・ホームページ等様々な媒体を用いた広報 ・イベント等の機会を捉えた広報  子ども向け水道水PRプログラム「わくわく すいどうひろば」 ・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市民しんぶん、地下鉄、市バス、ラジオ等での広報の実施 ・琵琶湖疏水記念館開館 30 周年に向けたリニューアル計画の策定 ・おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン（京（みやこ）の水カフェ、京（みやこ）の水・利き水大作戦等）の実施 ・各区ふれあいまつり等、市民イベントへの参加 ・子ども向け水道水PRプログラム「わくわく すいどうひろば」の実施【IV-2-②再掲】 ・各局区等との連携による水道水・雨水を使った花いっぱい・緑いっぱいのまちづくりのPR ・京の水飲みスポット（水飲み場）の設置の促進 ・ミスト装置の普及促進を目的とした各局等との連携による「京（みやこ）の駅ミスト」の京都駅前市バス C のりばへの拡充や「澄都くんと元気にミストシャワー」等の事業実施 ・経営審議委員会の意見等を踏まえた平成 29 年度経営評価（平成 28 年度事業）の作成及び公表 ・予算及び決算資料について、グラフや図を用いた分かりやすい資料の作成及び公表
広報関連イベントの展開	総務課	・広報関連イベントの継続的な実施、内容の充実	・鳥羽・蹴上一般公開の開催期間を 5 日間で実施 ・おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーンや水道週間及び下水道の日におけるイベントを引き続き実施
	経営企画課， 水道部施設課， 疏水事務所	・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討	・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討 ・本格実施に向けた船舶の建造
お客さまの声を反映するための広聴機能の充実（重点項目 4）	総務課， 経営企画課， お客さまサービス推進室	・上下水道モニター制度の実施 ・イベント等におけるアンケートの実施 ・水道使用量等実態調査、大口使用者に対する使用状況調査の実施 ・ふれあいまつり等におけるアンケートの実施	・モニター施設見学会、意見交換会の実施 ・鳥羽・蹴上一般公開、ふれあいまつり等でのアンケートの実施 ・各調査年 1 回以上の実施 ・各会場にて実施



山ノ内浄水場跡地における新庁舎建築（IV-1-②、I-3-②）

山ノ内浄水場跡地北西部用地に、市内北部エリアにおける上下水道サービスと防災の新たな拠点とするため、右京営業所と西京営業所を統合した西部営業所、水道・下水道の管路維持管理部門を集約して配置する太秦庁舎を平成 29 年 7 月 18 日に開庁します。

庁舎 1 階に飲食店及び薬局が出店し、地域住民の利便性の向上を図るとともに、魅力あるまちづくりにつなげていきます。

また、上下水道局の技術力やノウハウを次世代に継承するため、水道管路の維持管理に係る訓練や技術力向上等を目的とする研修施設を平成 29 年度中に庁舎敷地内に整備します。



太秦庁舎外観イメージ

- 4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

今日の社会状況や事業課題に対応した新たな上下水道料金制度を構築し、安全・安心なライフラインを今後もしっかりと守ります。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
料金制度・料金体系の見直し (重点項目 4)	経営企画課, お客さまサービス推進室	- 料金制度の運用と継続的な点検, 検討 - 地下水利用専用水道設置者の水道施設維持経費の負担の適正化を図る「水道施設維持負担金制度」の円滑な運用	- 料金制度の運用と継続的な点検, 検討 - 地下水利用専用水道設置者の水道施設維持経費の負担の適正化を図る「水道施設維持負担金制度」の円滑な運用
多様な料金支払方法の導入 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室	クレジットカード継続払制度の運用	- 水道メーター検針時配布チラシによるクレジットカード継続払制度の周知 - 事業統合による山間地域のサービス水準の統一 <口座振替及びクレジットカード継続払利用率 82.4%>
口座振替利用者へのサービス拡大 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室, 各営業所	- 口座振替利用者を対象とした割引制度の運用 - 口座振替利用勧奨の実施	- 水道メーター検針時配布チラシによる口座振替割引制度の周知 - 事業統合による山間地域のサービス水準の統一 - 開栓時及び開栓 3 箇月後の口座勧奨を実施 - 大学コンソーシアム京都加盟大学・短期大学に在籍する学生向けの PR <口座振替及びクレジットカード継続払利用率 82.4%> 【IV-4-②再掲】
民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	お客さまサービス推進室, 各営業所, 給水課	- サービスの実施, PR の推進 - サービス充実に向けての制度等の研究・検討	- 指定工事事業者, マンション事業主及び関係団体への制度の案内, パンフレット送付, 市民しんぶん等への掲載などによるPRの推進 - サービスの充実に向けて, 課題等の調査, 研究

- 5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

地域の皆さまや上流・下流双方の流域関係者と共通の理念や目標を持ち、相互の情報交換、協働、連携を深めたパートナーシップによる様々な取組を進め、琵琶湖・淀川流域全体としての上下水道事業の充実と水質の維持・向上に努めます。

京都のまちの歴史的な財産である琵琶湖疏水の適切な維持管理に引き続き努めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
流域における連携の推進	水質第 1 課, 水質第 2 課, 水道部施設課	琵琶湖・淀川流域に関する情報の収集	淀川水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構が実施する調査・研修・報告会への参加及び情報収集
	計画課, 下水道部施設課	大阪湾再生推進会議における活動	大阪湾再生推進会議における情報共有, 意見交換の実施
下水道利用に関する啓発・指導	下水道部管理課, 施設課	- 下水道接続勧奨を継続的に推進 - 事業場排水の監視指導を実施	- 対象家屋全件に対し, 戸別訪問による普及勧奨を実施 - 監視のための水質検査回数 2,000 回以上 - 指導のための業務出動回数 1,200 回以上
琵琶湖疏水の適切な維持管理	水道部管理課, 施設課, 疏水事務所	- 水路閣管理計画に基づくモニタリングと維持管理の実施 - 史跡指定箇所の点検と補強改良 - 哲学の道散策路整備 - 岡崎地域活性化ビジョンにおける取組の推進	- 目視点検, 定点観測, 地下水位観測等のモニタリングを実施 - 水路清掃等維持管理の継続実施 - 琵琶湖疏水第 1 トンネル入口及び出口部分の補修計画案作成及び関係局との協議 - 蹴上インクラインの補修案作成及び関係局との協議 - 哲学の道及び疏水分線の適切な保全(桜の害虫駆除, 根の養生, 高齢化した桜の植替え) - 疏水施設や樹木等の適切な維持管理実施と疏水を活用した関係部局の取組に協力

施策目標Ⅴ

経営基盤を強化し、将来にわたり

安定した経営を行います

水道・下水道は、市民の皆さまにお支払いいただいている水道料金、下水道使用料によってその運営が支えられています。節水型社会の定着に伴い、水需要が減少し、料金収入が減収することにより、財政状況が厳しさを増す中で、将来にわたって安定した経営が行えるよう、より一層効率的・効果的な事業運営を行うことで、財政基盤の強化に努めます。

また、施設や技術管理の一元化など上下水道一体体制による効率的な事業運営を進めるとともに、人材育成、知識・技術の継承・発展、国際貢献等を推進します。

《重点推進施策》

- 1 経営環境の変化に対応した経営の効率化
- 2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化
- 3 上下水道一体体制の効率的な事業運営
- 4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

- 1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

公営企業としての存立基盤を堅持しつつ、外郭団体や退職職員の活用による技能継承を円滑に進め、可能な限り民間活力の導入に努めることにより、事業規模に応じた職員数の適正化を図るとともに、経営分析や評価を活用した効果的な経営管理に努めるなど、民間的経営手法を積極的に導入して、最大限の効率化に努めます。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
事業の効率化の推進 (重点項目 5)	経営企画課、職員課、お客さまサービス推進室、監理課、水道部管理課、下水道部管理課、施設課	- 第 5 期効率化推進計画に基づく組織・業務の再編 - 職員定数の削減△6 名	- 平成 29 年度組織改正の実施(地域事業の統合、鉛製給水管の解消、営業所の再編等) - 職員定数の削減△6 名
民間活力の導入の推進	総務課、お客さまサービス推進室、水道部管理課、下水道部管理課、施設課	民間委託の拡大の推進	- 水環境保全センター運転管理業務の委託拡大(石田水環境保全センター) - 検針業務、開閉栓業務の包括委託化に向けた手続きに着手
地域事業の水道・公共下水道事業への統合			
地域水道	総務課、経営企画課、職員課、経理課、用度課、お客さまサービス推進室、監理課、水道部管理課	- 地域水道を含む水道事業の運営 - 効率的な維持管理業務委託の本格実施	- 地域水道事業、京北地域水道事業と上水道事業との統合後の効率的な事業運営 - 京北、大原、その他地域事業の維持管理業務を 1 つに統合して委託業務を発注
特定環境保全公共下水道	総務課、経営企画課、職員課、経理課、用度課、お客さまサービス推進室、監理課、下水道部管理課	会計の統合等による一体的な運営、効率的な維持管理の実施	特定環境保全公共下水道事業と公共下水道事業との一体的な運営、効率的な維持管理の実施
経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示	経理課、総務課	- 地方公営企業会計制度の見直しに対応した情報の開示 - 地域事業の統合を踏まえた上下連結財務諸表の作成・開示の検討	- 会計制度の見直しを踏まえた経営情報の開示の充実 - 水道事業・公共下水道事業との一体的な経営情報の公表
経営評価の活用等による P D C A サイクルの推進	経営企画課	- 局運営方針の策定・実践 - 経営評価の実施、第三者評価の充実	- 上下水道局運営方針及び事業推進方針の策定及び事業の進捗管理 - 総務省「経営比較分析表」や経営審議委員会の意見等を踏まえた経営評価の充実 - 経営審議委員会において水道事業・公共下水道事業の経営全般、個別課題に係る審議の実施
企業力向上のための組織改革の推進	経営企画課、職員課	- 組織の見直し - 見直しに伴う課題の抽出、更なる組織改革の検討	- 平成 29 年度組織改正の実施 - 組織改正に伴う課題の調査、ヒアリングの実施 「きょうかん」実践運動などによる組織の活性化
業務の高度情報化の推進	経営企画課、職員課、経理課、お客さまサービス推進室、システム所管理課	- 高度情報化推進計画の策定 - 機構改革や制度変更に合わせて財務、人事、給与等システムの改修、充実 - 新技術等に応じたセキュリティ対策の実施	- 高度情報化推進計画 2017 の進捗管理及び平成 30 年度以降の高度情報化推進計画の策定 - 物品契約等電子入札対象拡大 - 債権者登録払制度の実施に向けた改修 - 人事・給与制度の改正にあたり、適宜システム対応を実施 - 上下水道局情報ネットワークに係るセキュリティ管理システムサーバ及びゲートウェイサーバ並びにデータセンター共通基盤通信装置の更新を実施 - 太秦庁舎用ネットワーク機器の導入を実施

- 2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

将来の財政負担を軽減するため、自己資金の確保や国等の財政措置を活用することにより企業債の発行を抑制します。
資産の有効活用や広告事業など、新たな増収策の検討・実施します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
企業債残高の削減 (重点項目 5)	経理課	・高金利企業債の補償金免除繰上償還制度、借換制度の要望、活用 ・自己資金の活用による企業債残高の削減	・日本水道協会や他都市と連携した、高金利企業債の補償金免除繰上償還制度及び借換制度の要望の実施 ・平成 29 年度末企業債残高(地域事業を除く) 水道事業 162,793 百万円 公共下水道事業 304,059 百万円
未納金徴収体制の強化 (重点項目 5)	お客さまサービス推進室、各営業所	・特別滞納整理班の設置(西部営業所)	・特別滞納整理班の設置(西部営業所)
保有資産の有効活用 (重点項目 5)	総務課、経営企画課、経理課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討【IV-3-③再掲】 ・多角的な広告事業の実施 ・別段預金平均残高の目標額を設定し、効率的な資金運用を実施	・未利用地等の活用・保全に向けた境界明示・不動産鑑定評価等の実施 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討【IV-3-③再掲】 ・本格実施に向けた船舶の建造【IV-3-③再掲】 ・広告掲載希望者増加に向けた積極的な営業活動の実施 ・別段預金平均残高を各会計 10 億円未満に抑制(支払額の大きい 3 月、4 月は除く)
上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 (重点項目 5)	水道部各課、下水道部各課	・建設事業計画の策定・実施	・実施の優先度を踏まえた上水道施設整備事業計画を策定し、効率的な建設再投資を実施 ・実施の優先度を踏まえた公共下水道建設事業計画を策定し、効率的な建設投資を実施
	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、監理課	・太秦庁舎完成・開庁【IV-1-②再掲】	・太秦庁舎建築工事の完了(太秦庁舎、水道管路に係る研修施設等)【IV-1-②再掲】
	経営企画課、監理課、水道部管理課、計画課	・水道及び下水道施設マネジメント基本計画の運用 ・水道施設の施設マネジメント支援システム構築に着手	・「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」運用のためのデータベース整理等の推進 ・浄水場等施設の状態を効率的に管理することを目的とした施設マネジメント支援システム構築のための施設情報のデータ収集の実施
水道・下水道工事等におけるコストの削減	総務課、監理課、水道部管理課、設計課	・国や京都市の方針を受けた新たな削減の取組の実施	・京都市公共事業コスト構造改善取組要領に基づく取組事例集の充実及び情報共有削減の取組の継続的な実施
経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し	経理課	・引当金の計上	・退職給付引当金等、各種引当金の執行状況を踏まえて計上
新たな増収策の検討・推進	総務課、経営企画課、お客さまサービス推進室、水道部管理課、施設課、疏水事務所、下水道部管理課、施設課、下水道建設事務所、設計課	・未利用地等の売却、有償貸付の推進【V-2-③再掲】 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討【IV-3-③再掲】 ・多角的な広告事業の実施【V-2-③再掲】 ・様々な機会・媒体を通じた広報【IV-3-②再掲】 ・大規模太陽光発電の設置、運用、売電の実施	・未利用地等の活用・保全に向けた境界明示・不動産鑑定評価等の実施【V-2-③再掲】 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討【IV-3-③再掲】 ・本格実施に向けた船舶の建造【IV-3-③再掲】 ・広告事業応募者増加に向けた積極的な営業活動の実施【V-2-③再掲】 ・各区ふれあいまつり等、市民イベントへの参加【IV-3-②再掲】 ・ホームページ、ツイッター、フェイスブック、市民しんぶん、地下鉄、市バス、ラジオ等での広報の実施 ・大規模太陽光発電の売電継続(新山科、松ヶ崎) ・大規模太陽光発電の売電継続(鳥羽、石田)
給与制度の点検・見直し	職員課	・給与及び手当の点検、見直しの実施 ・職員給与等の分かりやすい情報開示の推進	・点検、見直しのための調査及び検討、必要に応じた見直しの実施 ・職員給与等について、市民や職員が見て分かりやすく情報を開示

- 3 上下水道一体体制の効率的な事業運営

水道事業，公共下水道事業に共通する業務の共同化・集約化を図るとともに，両事業の会計の一体的な管理や，料金・財務の連結を推進し，一体的な経営を行います。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進	経理課	・連結財務諸表の作成 ・資金の一元管理 ・地域事業の統合による一体的な運営	・連結損益計算書，貸借対照表を作成し，ホームページや各種資料への掲載を実施 ・各会計の資金状況に応じて，繰替運用を随時実施 ・打切り決算に伴う事務の円滑な実施
上下水道技術の一元監理の推進	職員課，監理課，水道部管理課，施設課，給水課，配水課，下水道部管理課，下水道建設事務所，下水道部施設課，計画課，設計課	・技術基準等の点検，見直し及び改定作業を実施	・工事共通仕様書等の改定作業の完了
水道・下水道の水質管理業務の一元化 【 - 3 - 一部再掲】	水質第 1 課，水質第 2 課，	・技術協力会議の継続的な開催	・水質第 1 課及び水質第 2 課で構成する技術協力会議の開催(年 2 回以上) ・未規制物質等に関する水質情報の共有 ・水質分析における相互協力 ・水道事業，公共下水道事業の水質管理に関する情報共有
浄水場排水の下水道での一体処理化 (- 3 - 再掲)			

- 4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

水道事業，公共下水道事業に求められるサービス精神と経営感覚を持つ企業職員を育成します。

水道事業，公共下水道事業の円滑かつ効率的な遂行のため，技術の継承・発展を目指した総合的な技術力の向上を実現していくとともに，将来を担う人材を育成します。

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
人材活性化に向けた取組の強化 (重点項目 5)	職員課，監理課	・人材育成基本方針「企業力向上プラン」の着実な実践 ・職員研修の充実 ・民間企業等との交流の充実の検討・実施 ・人事制度の整備，評価制度の活用等の検討・実施	・「企業力向上プラン」に掲げる取組項目と行動指針の着実な実践による企業力の向上 ・新たなプランの策定 ・職員研修実施計画に基づき，職員力の向上を目指した職員研修の実施 ・民間企業との交流の充実の検討・実施 ・被災地派遣の実施 ・日本下水道事業団への派遣の実施 ・厚生労働省，日本水道協会への派遣の実施 ・地方公務員法に基づく人事評価制度の実施，運用
職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 (重点項目 5)	総務課，職員課	・職員提案制度の継続した周知による推進及び表彰制度との連携の検討 ・自主研修助成要綱の運用 ・業務監察・服務監察の実施	・職員提案目標件数(100 件)達成及び職員提案制度と職員表彰制度との連携 ・必要な図書の無償貸与や活動場所の提供等自主研修の支援 ・全ての職場における，適正な業務執行の確保 ・全ての職場における，服務規律の確保
職員の能力発揮のための職場環境の整備 (重点項目 5)	職員課	・産業医や保健師を活用した安全衛生，健康管理の充実 ・働きやすい職場づくりの実施及び改善	・定期健康診断等に基づく産業医，保健師と連携した職員健康管理の徹底 ・産業医による職場巡視の実施 ・メンタルヘルスケアに係る研修及びストレスチェック制度の実施 ・特定事業主行動計画「仕事とくらし きらめき スマイルプラン」に掲げる行動項目の実施

取組項目	担当課	平成 29 年度事業計画	平成 29 年度目標水準
国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成（重点項目 5）	経営企画課、職員課、水道部施設課、下水道部管理課、計画課、設計課	・下水道グローバルセンター（GCUS）等の活動に参画し、国や他都市の情報収集 ・日本水道協会研修国際部国際課への職員派遣による海外水道事業の情報収集 ・海外研修、視察の受入れ等による国際協力の推進	・国や他都市の情報を収集 ・日本水道協会研修国際部国際課への水道事業体派遣の実施 ・海外研修、視察の受入れ等による国際協力の推進
知識・経験や技術・技能の継承（重点項目 5）	経営企画課、職員課、監理課、水道部管理課、下水道部管理課	・OJT 等を活用した技術研修の実施 ・ナレッジマネジメントの本格運用 ・水道管路に係る研修施設の整備 ・近隣自治体への技術支援等の検討	・職員研修実施計画に基づく、技術研修の実施 ・各所属でのナレッジマネジメントの運用 ・各所属でのナレッジマネジメント導入・活用に向けた支援 ・運営の方針や実施体制等の検討 ・水道管路に係る研修施設の工事完了（工期：平成 29 年度） ・京都府域全体に係る水道ビジョン策定への参画を通じた近隣自治体との連携検討
大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	総務課、監理課、水質第 1 課、水質第 2 課、水道部施設課、下水道部施設課	・技術開発等に係る調査・研究の実施	・外部機関との共同研究等の実施



「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討（Ⅴ－２－⑦，Ⅳ－３－③）

「琵琶湖疏水通船復活」事業においては、64 年振りの復活となった平成 27 年春以降、これまでに 5 回の試行事業を通して、ガイド育成や旅行商品化、往復運航など、ステップアップを繰り返し、平成 30 年度からの本格事業開始を見据えて必要な準備を進めています。

平成 29 年度は、国の交付金や企業からの協賛金、ふるさと納税等を活用して、新たな観光船 2 隻を建造するほか、琵琶湖疏水沿線そのものの魅力向上を図る予定です。また、新たな事業主体の確立に向け、関係者間で調整を進めることとしています。



新たな経営ビジョンの策定

平成 30 年度以降の 10 年間の水道事業・公共下水道事業が目指す姿など、根幹となる理念や施策体系、事業の方向性を示す新たな経営ビジョンと、その前期 5 箇年の実施計画である中期経営プランについて、平成 30 年 3 月に策定・公表します。

策定に当たっては、平成 29 年 3 月に設置した「経営ビジョン策定検討部会」における学識経験者等からの専門的な知見に基づく助言や、秋頃を目処に実施するパブリックコメントを踏まえ、検討を進めます。



経営ビジョン策定検討部会
（京都市上下水道経営審議委員会の部会）

《 用語解説（五十音順） 》

- **アセットマネジメント** 施設に係る現状と課題を分析し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組。
- **異臭** かび臭や生ぐさ臭等、本来水道水には存在しない臭いがすること。これらは、主に水道水のもととなる原水を取水している湖沼や河川において、異臭の原因物質を産出するプランクトンが大量繁殖することによって引き起こされる。かび臭の原因物質にはジェオスミンと2-メチルイソボルネオールがあり、琵琶湖には、これらの原因物質を産出するプランクトンとして、アナベナ（ジェオスミン）、オシロトリア（2-メチルイソボルネオール）等がある。また、生ぐさ臭の原因となるプランクトンとしてはウログレナ等がある。
- **雨水吐口** 合流式下水道において、降雨時に一定量以上の排水を河川などに放流するための施設のこと。汚水混じりの雨水やゴミなどが放流されるため、改善対策を進めている。
- **雨水流出抑制** 雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりすることによって、短時間に大量の雨水が下水管や河川に流れ出さないようにすること。
- **環境報告書** 事業者が、自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する考え方、取組等を社会に対して定期的に公表するもの。
- **管理基準値** 処理水質目標値（年平均）を遵守するために設定した値で、処理水の年間の測定値を低い順に整理したときの97%に当たる値。この値を超過した際には、その原因と対策を調査し、文書化している。こうした取組により問題点を明らかにし、処理水質の向上を図っている。
- **管路情報管理システム（マッピングシステム）** コンピュータの地図上に、水道管の布設状況を表示できるシステム。水道管などの膨大な水道施設の図面情報を一元管理することができる。水道埋設管に関する問い合わせに迅速に対応できるほか、水道管の事故発生時には、復旧作業の迅速化を支援し、早期復旧に役立つ。なお、下水道管についても同様のシステムにより運用している。
- **魚類監視装置** 飼育メダカの行動パターンを解析し、毒物の流入を連続監視する装置のこと。
- **繰替運用** 資金不足時に実施する会計間の短期の資金融通のこと。
- **クロロフィル計（蛍光光度計）** 植物プランクトンに含まれる特定色素の量を計測する機器であり、アオコなどの流入監視ができる。
- **下水道グローバルセンター（G C U S）** 計画・建設から管理・運営に至るまで、日本の産学官のノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための活動を行う機関。
- **原水 pH 調整設備** 原水の pH が高いと凝集剤の効果が低下するため、炭酸ガスを注入し原水 pH を下げて浄水処理の向上を図るための設備のこと。
- **高機能ダクタイル鋳鉄管** 地震発生時の振動等による離脱を防止する機能のついた継手を持ち、鉄管をポリエチレンスリーブで巻き、さらに内面にエポキシ樹脂粉体塗装をしたダクタイル鋳鉄管のこと。地震に強く、丈夫で長持ちし、安全・安心に水を供給することができる。
- **工事共通仕様書** 工事に係わる工事請負契約約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのもの。
- **高度浄水処理** 通常行っている浄水処理では取り除くことが困難な臭気物質やトリハロメタン等を取り除く処理のことをいう。一般的には、粒状活性炭による吸着やオゾン処理による酸化分解によって行う。
- **高度処理（下水）** 下水処理で通常行われる二次処理より良好な水質が得られる処理のこと。通常の二次処理の除去対象水質の向上を目的とするものや、二次処理では十分除去できない物質（窒素、りん等）の除去率向上を目的とするものがある。
- **合流式下水道** 汚水と雨水を同一の管きよで集め、処理する下水道の方式。これに対し、汚水と雨水を別々の管きよで集める方式を「分流式下水道」という。
- **災害用マンホールトイレ** 公共下水道管路の「マンホール」の上に「簡易トイレ」を乗せ、下水道管路を直接トイレとするものであり、災害時にも安心なまちづくりを進めるため、多くの人が避難する避難所や広域避難場所において整備を進めている。
- **債権者登録払制度** あらかじめ財務会計システムに口座等の債権者情報を登録しておき、上下水道局からの支払時に当該口座に振り込む制度のこと。
- **消化ガス** 下水の処理過程で発生する汚泥について、本市においては脱水・焼却の前段階に消化という処理を行っている。消化とは微生物の働きにより汚泥中の有機物を分解する処理のことであり、その副産物としてメタンを主成分としたガスが発生する。このガスのことを消化ガスといい、汚泥焼却炉の燃料の一部として利用している。
- **上下水道局業務継続計画（震災対策編）** 大規模な地震災害時の様々な制約下にあっても、非常時優先業務を適切に執行することを目的とした計画のこと。
- **水道便利袋** 口座振替依頼書、水道メモ（上下水道に関する手続きや料金等について掲載したパンフレット）、京都市上下水道局からのお知らせ（お支払方法の変更案内や悪質業者への注意喚起に関するチラシ）、京の水宣言（京都の水を「おいしい」「大好き」と宣言するためのチラシ）、及びマグネット（管轄の営業所等の連絡先を記載したもの）を封入したもの。

- 水道 G L P 水道水質検査優良試験所規範のこと。検査の信頼性の確保策として、優良試験所規範（G L P）の制度があり、食品や医療の分野で導入されている。水道水質検査については、（公社）日本水道協会が水道 G L P として認定業務を行っており、水道事業者等が水道 G L P の認証を受けることで、自ら行う水質検査の精度管理の向上と検査結果の信頼性が確保される。水道 G L P 制度では、4 年毎に更新認定審査が行われ、正確な検査を実施する体制や技術力が継続して維持されていることが判定される。
- 地域水道 給水人口が 5,000 人以下の水道のこと。
- 地方公営企業会計制度の見直し 昭和 41 年以来大きな改定が行われていなかった公営企業会計制度について、民間企業会計基準等との整合性を図る必要性などから、全面的な見直しが行われたもの（資本制度の見直しは平成 24 年度から、会計基準の見直しは平成 26 年度から）。
- 直結式給水 給水装置の末端である給水栓までを配水管の水圧を利用して給水する方式のこと。一方、給水管によって運ばれた水道水を一旦受水槽に貯めたうえで、ポンプを使って高置水槽にくみ上げ、自然流下により給水する方式を受水槽式給水という。受水槽式給水には水量の調整や地震時の飲料水の確保という利点はあるが、維持管理上の負担はもとより、その管理が不十分な場合、衛生上の問題が生じる可能性がある。
- 電子入札 入札を参加業者が 1 カ所に集まって行うのではなく、事務所・自宅などでインターネットを使用して行う入札のこと。
- 導水施設 水道水のもととなる原水を、浄水場まで運ぶトンネルや管のこと。京都市には、琵琶湖疏水から各浄水場、宇治川から新山科浄水場を結ぶ導水トンネルや導水管がある。
- 特定環境保全公共下水道 市街化区域外の自然公園（自然公園法第 2 条）内の水域の水質保全、又は公共下水道の整備により生活環境の改善を図る必要がある区域及び、処理対象人口が概ね 1000 人未満で水質保全上特に必要な地区において施行される公共下水道のこと。
- ナレッジマネジメント 個人の知識・技術（ナレッジ）を職場で共有し、ノウハウとして蓄積していく手法のこと。
- 配水池 配水する区域の水の需要量に応じて、適切に水を配るため、浄水場から送られた水道水を一時的に貯めておく施設のこと。配水量の時間変動を調整する機能がある。
- 引当金 正確な期間計算及び財政状態の適正な表示を行うために、将来の特定の費用又は損失を負債又は資産に計上するとともに、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するもの。退職給付引当金、貸倒引当金等がある。
- 微量化学物質 微量で環境等に影響を及ぼす可能性のある物質の総称。近年、医薬品や環境ホルモン等未規制の物質が注目されている。
- 別段預金 無利息の決済用預金のこと。
- 補償金免除繰上償還制度 企業債の繰上償還を行う場合、後年度の利子相当分を補償金として支払う必要があるが、平成 24 年度までの特例措置として繰上償還に係る補償金が免除される制度のこと。繰上償還とともに低金利の企業債に借り換えることで、支払利息が軽減される。
- 補助配水管 直接給水装置を取り付けるための配水管のうち、管網を形成せず行き止まりになっている口径 25 ～ 75mm の管のこと。
- 水安全計画 水源から給水栓までの各過程で問題となる水質項目や浄水処理等の事項を包括的に把握・評価し、それらを重点的に管理する手法を定めた計画であり、この計画を策定・実行することで、皆さまにお届けする水道水の安全性の確保向上を図る。
- ミスト装置 水道水を特殊なノズルで微細な霧にして噴出し、水を効果的に気化させ、その気化熱が周囲の熱を奪う現象を利用し、周辺気温を下げる装置のこと。
- 有収率 お客さまが使用された水の総量のことを有収水量といい、これが水道料金収入の対象となる水量になる。一方、ご家庭等から排出された使用料収入の対象となる汚水の量を有収汚水量という。年間の給水量（汚水処理水量）に対するこの有収水量（有収汚水量）の割合を有収率という。この有収率が高ければ効率が良いことになり、給水や下水の処理に当たって無駄がないか、施設の稼働状況が収益につながっているかどうかを確認することができる。
- 要監視項目 人の健康の保護及び水生生物の保全に関する項目で、環境基準ではないが、公共用水域での検出状況を監視するように努めるべき物質であると環境省が設定したもの。
- 連結財務諸表 企業会計において、グループ企業の経営状況をより明確にするため、独立した 2 つ以上の会計の財務諸表を連結して作成すること。独立した会計の資産・負債・損益等を合算したものから会計間の取引を控除することにより外部の収入及び支出が明らかになる。
- 連絡幹線配水管 異なる給水区域の配水幹線をつなぐ水道管のこと。水道水の給水を融通し合うことができる。一方の浄水場が事故等で給水できなくなった場合等に、もう一方の浄水場から給水ができるように整備を行っている。
- E M S（環境マネジメントシステム） 事業者等が、その経営の中で、自主的に環境負荷（地球温暖化、廃棄物の大量発生、生態系の破壊等）低減に向けた取組を推進するための仕組み（体制・手続等）のこと。
- K Y O M S（京都市役所環境マネジメントシステム）京都市役所の“K Y”と、オリジナルの“O”とマネジメントシステムの“M S”をくみあわせ「K Y O M S（キョウムス）」と呼んでいる。
- O J T 上司や先輩が職務を通じて、部下・後輩へ仕事に必要な知識・技術・態度などを指導・教育する方法のこと。

お問合せ先

水道・下水道の使用開始・中止及び名義変更の受付、口座振替払い・クレジットカード継続払いのお申込み、水道料金・下水道使用料のお支払い、道路等の漏水の連絡、水道事業・公共下水道事業に関するご相談は、お近くの営業所又はお客さま窓口サービスコーナーまで。

お申込みやお問合せなどには、お客さま番号(水道番号)をお知らせ下さい。

担当区域	営業所名	住所	電話	FAX	
東山区,山科区,伏見区醍醐支所管内	東部営業所	山科区柳辻西浦町1番地11	075-592-3058	075-501-1746	
北区,上京区,中京区	北部営業所	北区衣笠東御所ノ内町43番地	075-462-3251	075-463-4826	
右京区(京北地域を除く)	右京営業所	右京区西院金槌町15番地4	075-841-9184	075-801-9629	*1
右京区京北地域	右京営業所 京北分室	右京区京北周山町上寺田1番地1	075-852-1820	075-852-1833	*2
西京区	西京営業所	西京区上桂森下町27番地1	075-392-8791	075-392-4606	*1
左京区	左京営業所	左京区高野竹屋町4番地1	075-722-7700	075-722-7704	
下京区,南区,伏見区(醍醐支所管内を除く)	南部営業所	伏見区鷹匠町33番地	075-406-6020	075-605-1370	*3

太秦庁舎が開庁する7月18日(火)から、連絡先等が以下のとおり変更となります。

- 1 右京区(京北地域を除く。)及び西京区を担当する営業所は、西部営業所になります。
右京営業所及び西京営業所は、7月17日で営業を終了いたします。
西部営業所 住所:右京区太秦安井一町田町14番地(上下水道局太秦庁舎1階)
電話:075-841-9184 FAX:075-801-9629
- 2 西部営業所京北分室に名称が変わります。
- 3 南部営業所は電話番号が変更になります。変更後の番号:075-605-2011(FAX番号は変わりません)

お客さま窓口サービスコーナー

【お問合せ】

☎075-672-7770
FAX075-672-7773

●「お客さま窓口サービスコーナー」をご存知ですか？

京都駅から近い上下水道局本庁舎の1階にあり、平日の夜間や土曜・日曜・祝日も営業しているので便利です。ぜひご利用下さい。

●営業時間

平日/午前8時30分から午後7時まで
土曜・日曜・祝日/午前10時から午後5時まで
※年末年始(12月29日～1月3日)は閉庁します。



鉛製給水管取替工事や受水槽式給水から直結式給水への取替えなど、給水装置工事に関することは担当の給水工事課まで。

担当区域	給水工事課名	住所	電話	FAX	
北区,上京区,左京区,中京区,右京区,西京区(外畑地域を除く)	北部給水工事課	上京区丸太町智恵光院下る主税町1120番地	075-406-6051	075-841-9251	*1
東山区,山科区,下京区,南区,伏見区,西京区(外畑地域のみ)	南部給水工事課	南区西九条菅田町7番地3	075-406-6025	075-682-3951	*2

特定環境保全公共下水道事業(分担金及び接続等)についてのお問合せ 【下水道部管理課 ☎075-672-7822 〆075-682-2707】

太秦庁舎が開庁する7月18日(火)から、連絡先が以下のとおり変更となります。

- 1 北部給水工事課は、上下水道局太秦庁舎に移転します。
住所:右京区太秦安井一町田町14番地(上下水道局太秦庁舎3階)
電話:075-841-3125
- 2 南部給水工事課は電話番号が変わります。
電話:075-672-3506
- 3 北部給水工事課、南部給水工事課とも、FAX番号は変わりません。

上下水道局ホームページから各種申込みを承っておりますので、ぜひ、ご利用ください。

京都府上下水道局 検索

上下水道局ホームページ
<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>

すみと 澄都くんのつぶやき

京都府上下水道局公式ツイッター

水道・下水道事業の情報を発信!
フォローしてね! @sumito_kyoto

すみと 澄都くんのfacebook

京都府上下水道局公式フェイスブック

「いいね!」してね!

すみとFacebook



平成 29 年度 京都市上下水道局運営方針

(平成 29 年 4 月発行) 京都市上下水道局 総務部 経営企画課

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町 12 番地

TEL 075-672-7709 FAX 075-682-2711

広報資料

平成29年2月15日

平成29年度 京都市水道事業・公共下水道事業 予算概要

担当:上下水道局総務部経理課(672-7722)



1 平成29年度予算の概要

平成29年度は、平成20年度から10年間に取り組むべき課題や目標を定めた「京(みやこ)の水ビジョン」及びビジョン後期5箇年の実施計画である「中期経営プラン(2013ー2017)」の最終年度を迎える。

ビジョン及びプランの締めくくりの年として、老朽化した水道管更新のスピードアップや、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備などの事業を着実に推進するとともに、より一層の効率化と財政基盤の強化に努める。

また、山間地域における上下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、平成29年度から、「地域水道事業」を「水道事業」に事業統合するとともに、「特定環境保全公共下水道事業」と「公共下水道事業」の経営統合を行う。

- ① 水道料金・下水道使用料収入は、節水型社会の定着により水需要の減少傾向が継続していることから減収となる見込み

＜水道料金＞ H28(見込)：296.6億円 → H29：295.4億円 【△1.2億円】

＜下水道使用料＞ H28(見込)：238.4億円 → H29：237.5億円 【△0.9億円】

- ② 当年度純損益は、料金収入の減少や、減価償却費の増加等により、黒字が縮小する見込み

＜水道事業＞ H28(見込)：49.8億円の黒字 → H29(予算)：44.0億円の黒字 【△5.8億円】

＜公共下水道事業＞ H28(見込)：44.6億円の黒字 → H29(予算)：44.4億円の黒字 【△0.2億円】

(黒字分は、現金収入を伴わない利益の増加分を除き、水道事業は22億円を建設改良事業の財源に、下水道事業は34億円を企業債償還の財源に全額充当)

- ③ 企業債未償還残高(水道事業と公共下水道事業を合算)は、プラン目標(H29末：4,722億円)を上回り達成見込み

＜ピーク時比較＞ H13末：7,100億円 → H29末：4,669億円 【△2,431億円】

＜前年度比較＞ H28末：4,817億円 → H29末：4,669億円 【△148億円】

注 山間地域における上下水道事業分を除く。

中期経営プランに掲げた主な数値目標

		24年度 (策定時)	28年度 見込	29年度 目標	29年度 予算
水道	配水管更新率	0.5%	1.1%	1.2%	1.2%
	有収率	86.3%	90.5%	90.0%	91.0%
	管路の耐震化率	9.4%	14.1%	15.4%	15.4%
	主要管路の耐震適合性管の割合	41.6%	48.7%	49.5%	49.5%
	道路部分の鉛製給水管の割合	17.1%	3.2%	0%	0%
下水道	雨水整備率(10年確率降雨対応)	19.5%	23.6%	28.0%	28.0%
	合流式下水道改善率	39.0%	63.1%	66.2%	66.2%
	下水道人口普及率	99.3%	99.5%	99.5%	99.5%
	高度処理人口普及率	48.0%	53.2%	53.2%	53.2%
共通	職員定数	1,399名	1,255名	1,249名	1,249名
	企業債残高(水道及び公共下水道)	5,242億円	4,817億円	4,722億円	4,669億円

※ 人口普及率及び職員定数以外は、山間地域における上下水道事業分を除く。

2 平成29年度の主な実施事業

【水道事業】 <上水道整備事業等 170.5億円>

● 上水道機能維持・向上対策 131.6億円

- 老朽化した水道管更新のスピードアップ <77.5億円>
幹線・支線配水管の布設替え : 30.0km
【配水管更新率（配水管総延長に対する年間更新延長の割合）
H20～24平均:0.5% ⇒ **H29:1.2%**】
- 新山科浄水場導水トンネルの更新 <4.4億円>
- 連絡幹線配水管の布設 <7.4億円>

● 浄水処理強化対策 0.5億円

- 水質自動監視装置増設及び機能増設

● 鉛製給水管の取替え 30.9億円

- 道路部分における鉛製給水管取替え
【29年度末までに道路部分に残存する鉛製給水管を解消】

● 庁舎建設, 諸施設整備 7.5億円

- 太秦庁舎(山ノ内浄水場跡地)の整備 <1.0億円>
【平成29年7月開庁予定】（総事業費36億円）
- 「琵琶湖疏水通船復活」に向けた船舶の建造 <0.4億円>



老朽化した水道管の更新



新山科浄水場導水トンネル



道路部分の鉛製給水管の割合



琵琶湖疏水通船

【公共下水道事業】 ＜公共下水道建設事業 179億円＞

● 下水道機能維持・向上対策 99.9億円

- 管路地震対策(老朽管更新, 耐震化) ＜17.3億円＞
- 災害用マンホールトイレ※の整備 ＜2.7億円＞
- 水環境保全センター施設の改築・更新 ＜74.4億円＞

※地下部分



水環境保全センター施設の改築工事

● 浸水対策 45.4億円

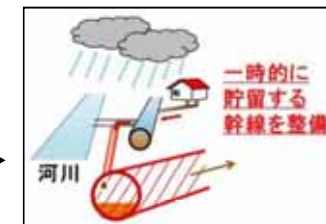
- 雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備 ＜19.6億円＞
**【雨水整備率(下水道事業計画区域のうち10年確率降雨への対応が完了した面積の割合)
H24:19.5% ⇒ H29:28.0%】**



整備中の雨水幹線(新川6号幹線)

● 水環境対策 31.5億円

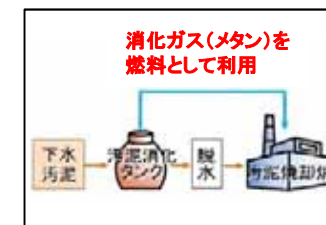
- 津知橋幹線等の整備による合流式下水道の改善 ＜18.8億円＞



合流式下水道の改善イメージ

● 創エネルギー対策 2.2億円

- 鳥羽水環境保全センター汚泥消化タンクの整備

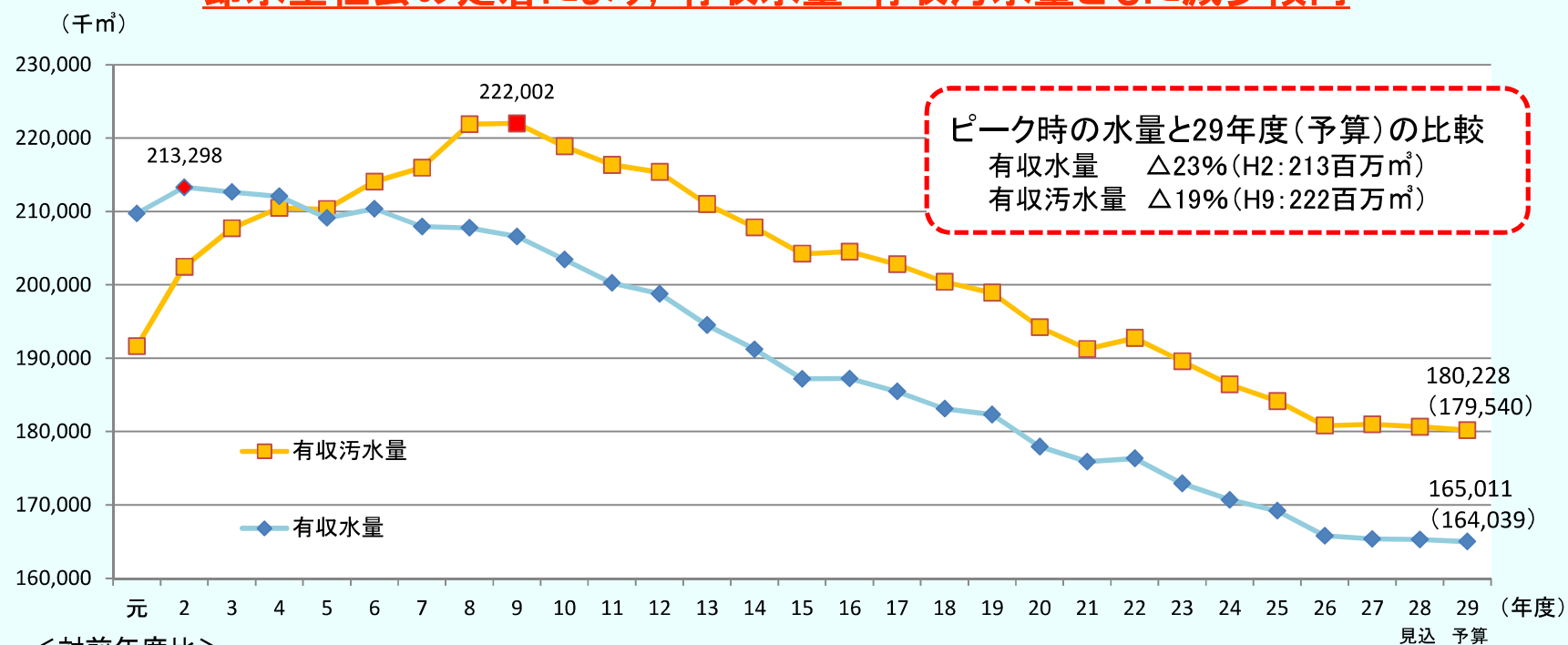


消化ガスの利用

3 財政状況等

(1) 有収水量及び有収汚水量

節水型社会の定着により、有収水量・有収汚水量ともに減少傾向



<対前年度比>

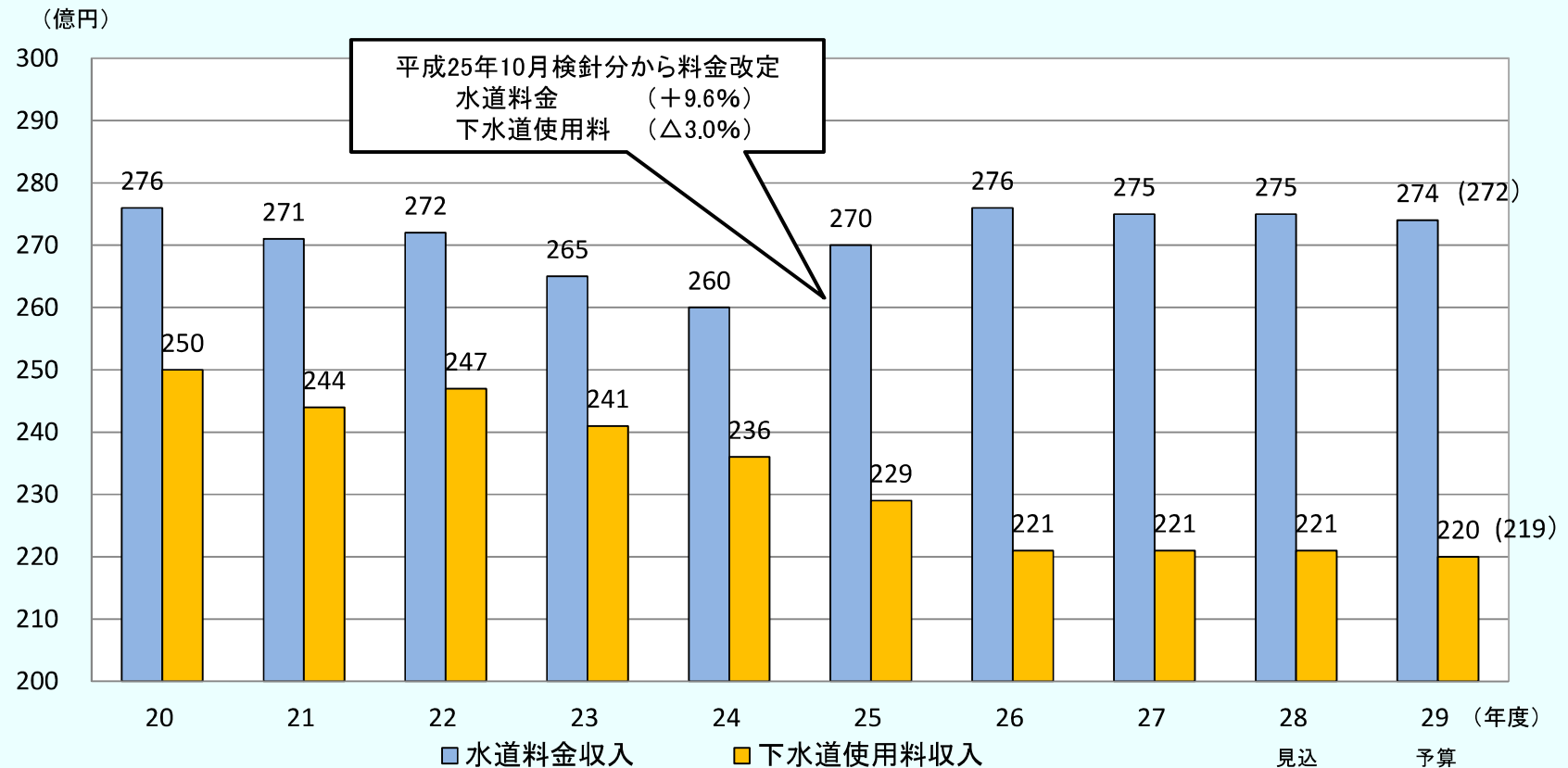
	25年度	26年度	27年度	28年度 (見込)	29年度 (予算)
有収水量	$\Delta 0.9\%$	$\Delta 2.0\%$	$\Delta 0.2\%$	$\Delta 0.1\%$	$\Delta 0.2\%$ ($\Delta 0.8\%$)
有収汚水量	$\Delta 1.2\%$	$\Delta 1.8\%$	+0.1%	$\Delta 0.2\%$	$\Delta 0.2\%$ ($\Delta 0.6\%$)

注1 28年度までは山間地域における上下水道事業分は含まない。

2 29年度予算の()書きは、山間地域における上下水道事業分を除いた数値である。

(2) 水道料金収入及び下水道使用料収入

使用水量の減少により料金収入は減収見込み



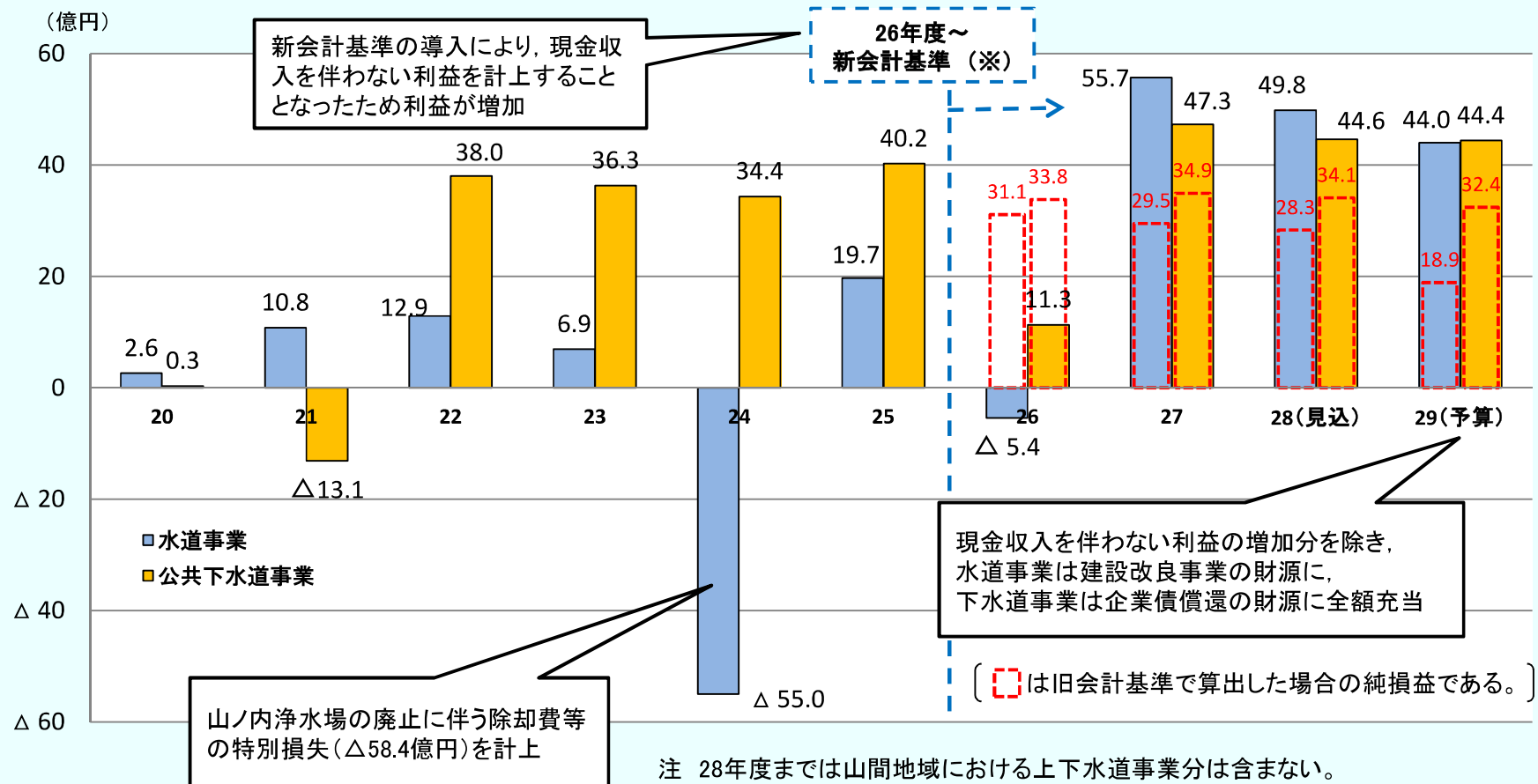
注1 消費税及び地方消費税を除く。

2 28年度までは山間地域における上下水道事業分は含まない。

3 29年度予算の()書きは、山間地域における上下水道事業分を除いた数値である。

(3) 当年度純損益

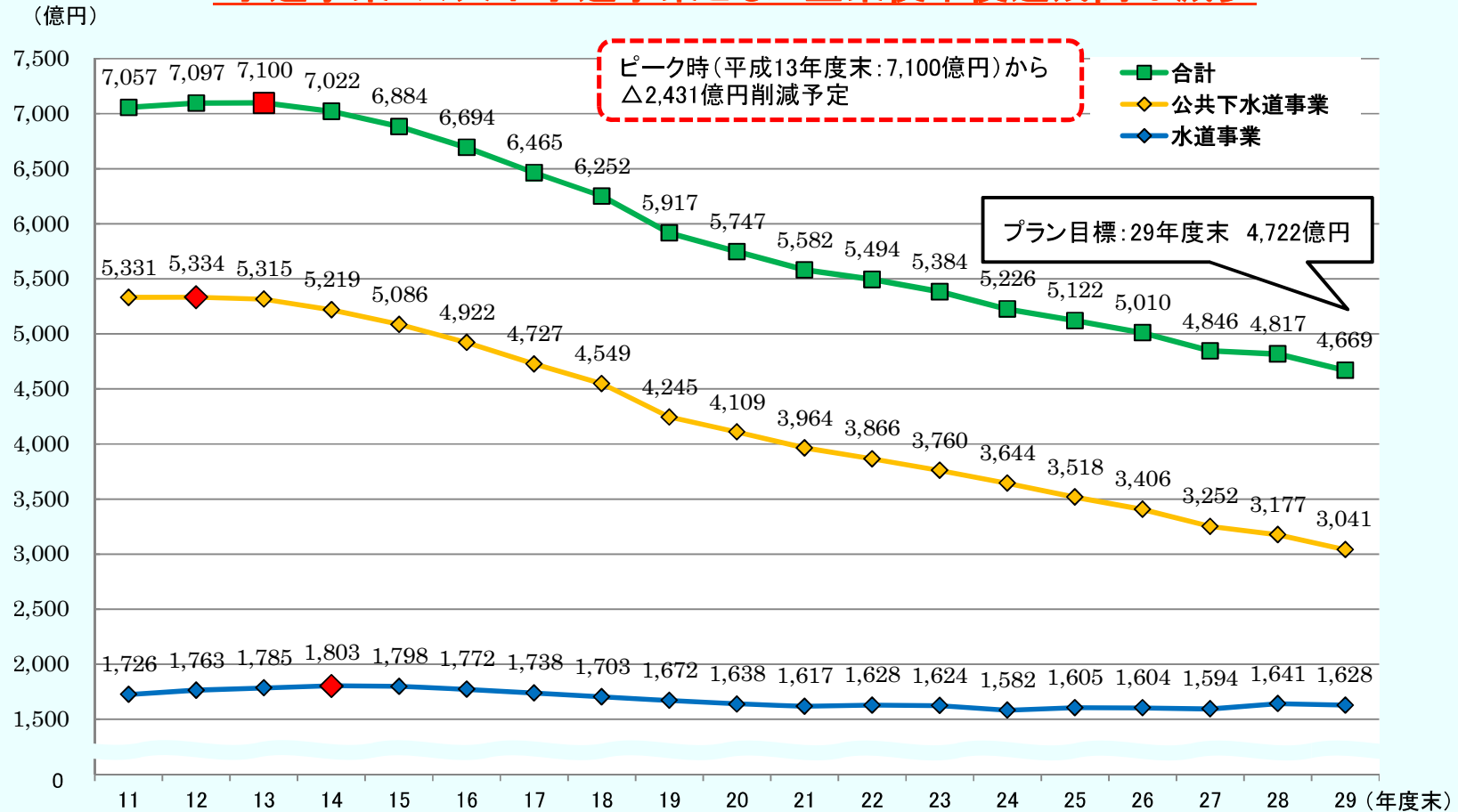
黒字分は、建設改良事業及び企業債償還の財源に充当



※ 民間企業等との比較を容易にし、経営状況を的確に把握できるようにすることなどを目的に、地方公営企業法及び関係政省令の改正が行われ、平成26年度から地方公営企業の会計処理等が見直されることとなった。平成26年度は移行時の会計処理として、退職給付引当金や賞与引当金などを特別損失として計上。

(4) 企業債未償還残高

水道事業・公共下水道事業ともに企業債未償還残高は減少



注 山間地域における上下水道事業分を除く。

29年度末 (山間地域における上下水道事業分を含む。)	
水道事業	1,743億円
公共下水道事業	3,106億円
計	4,849億円

(参考)各会計の予算状況

注 消費税及び地方消費税を含む額である。

第1 水道事業特別会計

1 業務の予定量

項目	年度	29年度予算	28年度当初予算	増 △ 減	備考
年 間 給 水 量 (千m ³)		181,336	183,595	△2,259	△ 1.2%
1 日 最 大 給 水 量 (千m ³)		531	542	△11	△ 2.0%
年 間 有 収 水 量 (千m ³)		165,011	162,980	2,031	1.2%
期 末 使 用 者 数 (件)		780,000	770,000	10,000	1.3%

2 主要事業

(1) 水道整備計画（中期経営プラン）

項目		年度	25～29 (中期経営 プラン)	年 度 区 分							備考	
				25年度	26年度	27年度	28年度			29年度		
				決算	決算	決算	計画	予算	見込	計画		予算
事 業 費 (億円)			787.00	148.79	155.15	162.12	169.00	173.09	173.09	160.00	164.00	
事業 効果	有 収 率 (%)	目標 90.0	87.3	87.3	88.7	88.8	88.8	90.5	90.0	91.0		
	管 路 の 耐 震 化 率 (%)	目標 15.4	10.5	11.4	12.5	14.1	14.1	14.1	15.4	15.4		
	主 要 管 路 の 耐 震 合 適 性 管 の 割 合 (%)	目標 49.5	44.0	45.5	46.9	47.9	48.7	48.7	49.5	49.5	導水管,送水管,配水管(φ200mm以上)の総延長に対する耐震適合性管の延長の割合	
	道 路 部 分 の 鉛 製 給 水 管 の 割 合 (%)	目標 0.0	13.5	10.2	7.1	3.2	3.2	3.2	0.0	0.0		

(2) 平成29年度事業

事業名・目的	予算額	主 な 事 業 内 容
上 水 道 機 能 維 持 ・ 向 上 対 策	131 56	【取水・導水施設】 新山科浄水場導水トンネル築造 【浄水施設】 蹴上浄水場：第1高区配水池緊急遮断弁設置（電気） 松ヶ崎浄水場：高区1・2号配水池改良 新山科浄水場：受変電設備更新，高区送水ポンプ設備更新 【配水施設】 幹線配水管：布設替え3.0km， 布設1.8km 支線配水管：布設替え27.0km， 布設3.0km 補助配水管：布設替え8.0km， 布設6.0km 配水管更新率：1.2% 配水管相互連絡，水道管路の耐震化
（うち，老朽管の布設替え）	(77) 50	
（うち，上水道安全対策事業）	(46) 58	
浄 水 処 理 強 化 対 策	54	水質自動監視装置増設及び機能増設
鉛 製 給 水 管 解 消	30 90	鉛製給水管の取替え（道路部分）：12,600件
庁 舎 建 設	1 00	太秦庁舎の整備
計	164 00	
諸 施 設 整 備	6 50	諸施設改良整備，琵琶湖疏水通船復活事業（船舶の建造等）
合 計	170 50	

3 財政状況

(1) 収益の収支

項目		年度		29年度予算	28年度当初予算	増	△	減	
				億百万円	億百万円	億百万円			%
収入	給水収益			295.44	293.61	1.83			0.6
	一般会計繰入金			10.00	85	9.15			著増
	下水道使用料徴収等経費負担金等			21.70	22.40	△.70			△3.1
	長期前受金戻入益			21.93	18.90	3.03			16.0
	計			349.07	335.76	13.31			4.0
支出	職員給与費			50.68	50.02	.66			1.3
	退職給付引当金			4.29	4.89	△.60			△12.3
	小計			54.97	54.91	.6			0.1
	物件費			79.07	72.80	6.27			8.6
	減価償却費等			125.32	113.53	11.79			10.4
出	支払利息等			27.36	29.17	△1.81			△6.2
	消費税			18.40	18.76	△.36			△1.9
	計			305.12	289.17	15.95			5.5
	当年度純△損益			43.95	46.59	△2.64			—
	(うち資産維持費)			(25.72)	(25.20)	(.52)			—
利益処分額				△43.95	△46.59	2.64			—
内訳	資本金			△21.93	△18.90	△3.03			—
	建設改良積立金			△22.02	△27.69	5.67			—
繰越△損益				0	0	0			—

(3) 企業債未償還残高

項目		年度		29年度末予定未償還残高	28年度末見込未償還残高	増△減
				億百万円	億百万円	億百万円
建設企業債				1,742.80 (1,627.93)	1,640.60	102.20 (△12.67)

注 () 書きは山間地域における水道事業分を除く。

(2) 資本の収支

項目		年度		29年度予算	28年度当初予算	増	△	減	
				億百万円	億百万円	億百万円			%
収入	企業建設企業債			84.81	95.16	△10.35			△10.9
	業借換企業債			59.58	31.30	28.28			90.4
	債小計			144.39	126.46	17.93			14.2
	一般会計出資金			14.28	10.94	3.34			30.5
	国庫補助金			4.54	1.90	2.64			著増
入	加入金			4.57	4.47	.10			2.2
	基金繰入金			.50	4.57	△4.07			△89.1
	工事負担金等			8.97	7.15	1.82			25.5
	計			177.25	155.49	21.76			14.0
	建設改良費			172.58	182.58	△10.00			△5.5
支出	企業建設企業債償還金			72.45	74.25	△1.80			△2.4
	業建設企業債借換分償還金			59.58	31.30	28.28			90.4
	債建設企業債償還積立金			6.74	6.74	0			0.0
	金小計			138.77	112.29	26.48			23.6
	基金造成費等			6.08	2.12	3.96			著増
計				317.43	296.99	20.44			6.9
収支差引過△不足額				△140.18	△141.50	1.32			—
損益勘定留保資金等				133.51	122.97	10.54			—
建設改良積立金充当額				22.02	27.69	△5.67			—
当年度資金過△不足額				15.35	9.16	6.19			—
累積資金過△不足額				17.80	△.61	18.41			—

(28年度末見込累積資金過△不足額 +245百万円)

(4) 予算規模

項目		年度		29年度予算	28年度当初予算	増	△	減	
				億百万円	億百万円	億百万円			%
収益の支出				305.12	289.17	15.95			5.5
資本の支出				317.43	296.99	20.44			6.9
計				622.55	586.16	36.39			6.2

(参考) 山間地域における水道事業の収入・支出(10ページの内数)

(1) 収益的収支

項 目		29 年 度 予 算
収 入	給 水 収 益	187
	一 般 会 計 繰 入 金	914
	そ の 他 収 益	5
	長 期 前 受 金 戻 入 益	263
	計	1369
支 出	職 員 給 与 費	77
	物 件 費	488
	減 価 償 却 費	1027
	支 払 利 息 等	183
	消 費 税	11
計		1786
当 年 度 純 △ 損 益		△ 417

(2) 資本的収支

項 目		29 年 度 予 算
収 入	一 般 会 計 繰 入 金	150
	そ の 他 収 入	1
	計	151
支 出	建 設 改 良 費	150
	企 業 債 償 還 金	348
	計	498
収 支 差 引 過 △ 不 足 額		△ 347
損 益 勘 定 留 保 資 金 等		1027
当 年 度 資 金 過 △ 不 足 額		680

(3) 資金収支

項 目	29 年 度 予 算
収 益 的 収 支	△ 417
(非現金収入) 長期前受金戻入益	△ 263
資 本 的 収 支	680
計	0

(参考)

一 般 会 計 繰 入 金	1064
---------------	------

(4) 企業債未償還残高

29 年 度 末 予 定 未 償 還 残 高	11487
------------------------	-------

第2 公共下水道事業特別会計

1 業務の予定量

項目	年度	29年度予算	28年度当初予算	増 △ 減	備考
年間流入下水量 (千㎡)		354,308	353,863	445 0.1%	
年間有収汚水量 (千㎡)		180,228	178,469	1,759 1.0%	
期末使用者数 (件)		768,000	760,000	8,000 1.1%	

2 主要事業

(1) 公共下水道整備計画 (中期経営プラン)

項目		年度 (25～29 中期経営 プラン)	年 度 区 分								備考
			25年度	26年度	27年度	28年度			29年度		
			決算	決算	決算	計画	予算	見込	計画	予算	
事業費(億円)		883.00	178.10	179.16	182.73	175.00	179.09	179.09	175.00	179.00	
事業 効果	雨水整備率(%) (10年確率降雨対応)	目標 28.0	20.1	20.7	22.1	23.6	23.6	23.6	28.0	28.0	
	合流式下水道改善率(%)	目標 66.2	40.0	43.5	61.3	61.7	63.1	63.1	66.2	66.2	
	下水道人口普及率(%)	目標 99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	山間地域の下水道事業分を含む。
	高度処理人口普及率(%)	目標 53.2	51.0	51.0	51.3	52.1	53.2	53.2	53.2	53.2	山間地域の下水道事業分を含む。

(2) 平成29年度事業

事業名・目的		予算額		主 な 事 業 内 容
公共 下水 道 建 設 事 業	下水道機能維持・向上対策	億	百万円	【地震対策】 管路地震対策 (老朽管更新, 耐震化), 災害用マンホールトイレ 【改築更新】 鳥羽水環境保全センター: 自家発電設備, 汚泥搬送設備 伏見水環境保全センター: 合流系最初ちんでん池築造, 同設備
	浸水対策	45	41	新川6号幹線, 花見小路幹線, 山科川13-1号雨水幹線, 伏見第3導水きょ
	水環境対策	31	49	【合流改善】 伏見北部地域: 津知橋幹線 伏見水環境保全センター: 高速ろ過設備
	創エネルギー対策	2	19	鳥羽水環境保全センター: 汚泥消化タンク設備
	計	179	00	
内 訳	交付対象事業 単 独 事 業	(81)	(50)	(財源) 国庫補助金42.86億円, 起債98.40億円, その他37.74億円
		(97)	(50)	

3 財政状況

(1) 収益的収支

年度		29年度予算	28年度当初予算	増△減	
項目		億百万円	億百万円	億百万円	%
収入	下水道使用料	237.49	235.44	2.05	0.9
	雨水処理負担金	190.96	194.49	△3.53	△1.8
	その他負担金	11.54	7.49	4.05	54.1
	小計	202.50	201.98	0.52	0.3
	浄水場排水処理等	5.69	7.39	△1.70	△23.0
	長期前受金戻入益	79.19	78.89	0.30	0.4
	計	524.87	523.70	1.17	0.2
支出	職員給与	34.88	33.77	1.11	3.3
	退職給付引当金等	3.46	4.63	△1.17	△25.3
	小計	38.34	38.40	△0.06	△0.2
	物件費	102.57	100.43	2.14	2.1
	減価償却費等	271.50	268.14	3.36	1.3
	支払利息等	54.90	60.30	△5.40	△9.0
	消費税	13.19	13.34	△0.15	△1.1
	計	480.50	480.61	△0.11	△0.0
	当年度純△損益	44.37	43.09	1.28	—
	利益処分額	△44.37	△43.09	△1.28	—
繰越	内資本金	△10.19	△9.22	△0.97	—
	減債積立金	△34.18	△33.87	△0.31	—
繰越△損益		0	0	0	—

(3) 企業債未償還残高

年度		29年度末予算	28年度末見込	増△減	
項目		億百万円	億百万円	億百万円	%
建設企業債		2,880.66 (2,815.27)	2,950.42	△69.76 (△135.15)	
資本費平準化債		225.32 (225.32)	226.17	△0.85 (△0.85)	
計		3,105.98 (3,040.59)	3,176.59	△70.61 (△136.00)	

注 ()書きは、山間地域における下水道事業分を除く。

(2) 資本的収支

年度		29年度予算	28年度当初予算	増△減	
項目		億百万円	億百万円	億百万円	%
収入	企業建設企業債	101.24	99.19	2.05	2.1
	借換企業債	46.43	40.19	6.24	15.5
	小計	147.67	139.38	8.29	5.9
	一般会計出資金	19.10	25.58	△6.48	△25.3
	国庫補助金	42.86	46.16	△3.30	△7.1
	工事負担金等	3.58	2.85	0.73	25.6
	計	213.21	213.97	△0.76	△0.4
支出	建設改良費	189.16	188.91	0.25	0.1
	企業建設企業債等償還金	217.25	181.90	35.35	19.4
	借換分償還金	46.43	40.19	6.24	15.5
	建設企業債等償還積立金	10.37	16.68	△6.31	△37.8
	小計	274.05	238.77	35.28	14.8
	水洗便所築造貸付金等	0.37	0.27	0.10	37.0
	計	463.58	427.95	35.63	8.3
収支差引過△不足額		△250.37	△213.98	△36.39	—
損益勘定留保資金等		209.87	206.27	3.60	—
減債積立金充当額		34.18	33.87	0.31	—
当年度資金過△不足額		△6.32	26.16	△32.48	—
累積資金過△不足額		9.84	9.91	△0.07	—

(28年度末見込累積資金過△不足額 +1,616百万円)

(4) 予算規模

年度		29年度予算	28年度当初予算	増△減	
項目		億百万円	億百万円	億百万円	%
収益的支出		480.50	480.61	△0.11	△0.0
資本的支出		463.58	427.95	35.63	8.3
計		944.08	908.56	35.52	3.9

(参考) 山間地域における下水道事業の収入・支出(13ページの内数)

(1) 収益的収支

項 目		29 年 度 予 算
収 入	下 水 道 使 用 料	億 百 万 円 1 08
	一 般 会 計 繰 入 金	4 32
	長 期 前 受 金 戻 入 益	1 04
	計	6 44
支 出	職 員 給 与 費	79
	物 件 費	2 70
	減 価 償 却 費	3 18
	支 払 利 息 等	1 15
	消 費 税	4
	計	7 86
当 年 度 純 △ 損 益		△ 1 42

(2) 資本的収支

項 目		29 年 度 予 算
収 入	一 般 会 計 繰 入 金	億 百 万 円 46
	基 金 繰 入 金	80
	そ の 他 収 入	24
	計	1 50
支 出	建 設 改 良 費	26
	企 業 債 償 還 金	1 78
	そ の 他 支 出	20
	計	2 24
収 支 差 引 過 △ 不 足 額		△ 74
損 益 勘 定 留 保 資 金 等		3 20
当 年 度 資 金 過 △ 不 足 額		2 46

(3) 資金収支

項 目	29 年 度 予 算
収 益 的 収 支	△ 1 42
(非現金収入) 長期前受金戻入益	△ 1 04
資 本 的 収 支	2 46
計	0

(参考)

一 般 会 計 繰 入 金	4 78
---------------	------

(4) 企業債未償還残高

29 年 度 未 予 定 未 償 還 残 高	65 39
------------------------	-------

水道水と地下水等を混合して利用する
「地下水等利用専用水道」を対象とした

水道施設維持負担金制度について

制度開始日

平成30年4月1日

**既存対象者
受付期間**

平成29年10月1日



平成30年3月31日

京都市では、近年、ホテルや病院、商業施設等において、コスト削減を主な理由として、水道水と地下水等を混合して利用する「地下水等利用専用水道」の設置が進む中、水道施設の維持管理に係る経費負担の公平性についての課題が生じています。

こうした現状を踏まえ、京都市上下水道局は、将来にわたって、安全・安心な水道水を市民の皆さまに提供している水道施設を維持していくことができるよう、地下水等利用専用水道を設置しているお客さまと一般のお客さまとの間の負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度」を創設いたしました。

本制度は、平成30年4月1日（既に地下水等利用専用水道を設置しているお客さまの届出は平成29年10月1日）から運用を開始いたします。

京都市上下水道局

京の水道水
世界最高水準

うるおいのしずく、あなたへ。



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ホタルの澄都(すみと)くん



京都市上下水道局

1

制度の対象となるお客さま

次の要件の両方に該当する施設を「地下水等利用専用水道」と定義し、当該施設を設置しているお客さまが本制度の対象となります。

要件

水道法上の「専用水道」()に該当する。

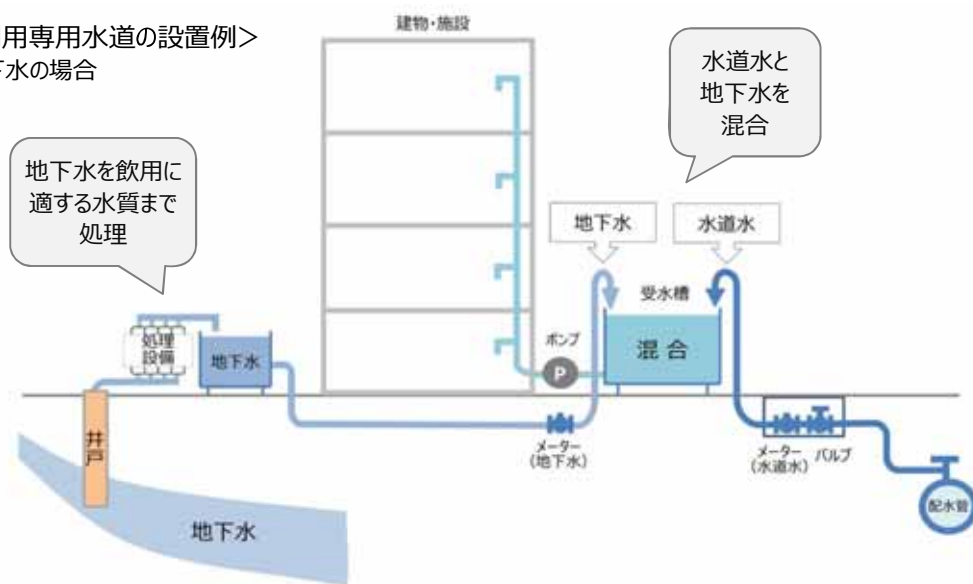
水道水と地下水等を混合して水を供給することができる構造を有している。

(※) 次のいずれかに該当する自家用の水道(飲用水に適する水として供給する施設)等(水道法第3条)

- ① 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ② その施設の一日最大給水量が20m³を超えるもの

＜地下水等利用専用水道の設置例＞

※水源が地下水の場合



以下の場合、本制度の対象とはなりません。

- ☑ 地下水等を飲用に適する水質まで処理せず、散水等に利用している場合
- ☑ 水道水と地下水等を混合していない、又は地下水のみを利用している場合

2

必要となる手続と水道施設維持負担金の請求までの流れ

① 必要事項の届出

お客さま⇒上下水道局

当初・変更時

制度の対象となるお客さまは、地下水等利用専用水道に係る工事に着手する前に、必要事項を上下水道局に届け出る必要があります。

【主な届出事項】

- 地下水等利用専用水道を設置する施設の名称及び所在地
- 地下水等利用専用水道による水の供給を開始する年月日
- **1年間に使用する予定の水道水の水量**
- **1年間に必要となる準備水道水(通常利用している地下水等が利用できない事態が生じたときに必要となる水道水)の水量**
- 施設の図面(給水配管図), 計測装置(メーター)の位置図, 配水管への逆流防止措置 等



既に地下水等利用専用水道を設置しているお客さまについては、次の期間内に上下水道局への届出を行う必要があります。

【既存対象者受付期間】平成29年10月1日～平成30年3月31日



(上下水道局による確認・審査等)

② 年間計画使用水量の認定・通知

上下水道局⇒お客さま

当初・変更時

お客さまから届出のあった水量等を考慮して、1年間に必要となる水道水の水量を「年間計画使用水量」として上下水道局が認定し、お客さまに通知します。

＜年間計画使用水量＞



年間計画使用水量は、1年単位で変更を行うことが可能です。事業計画の変更等により、施設で使用する水量に変更がある場合は、所定の時期までに水量変更の届出（①の届出事項の変更）を行う必要があります。

（毎年、上下水道局から水量変更の届出時期についてのお知らせを送付します。）



(1年間の水道水使用量の実績確定後)

③ 水道施設維持負担金の算定・通知

上下水道局⇒お客さま

毎年4月頃

1年間の水道水使用量の実績(水道水実使用水量)が「年間計画使用水量の1/2」に満たない場合、次の算定式により水道施設維持負担金の額を算定し、お客さまに通知します。

【水道施設維持負担金の算定式】

$$\text{水道施設維持負担金の額} = \left[\text{年間計画使用水量} - \text{水道水実使用水量} \times 2 \right] \times \text{負担金単価() (143円/}\text{m}^3\text{)} \times \text{消費税 (100分の108)}$$

(※) 現行の料金制度における水道水1 m^3 当たりの固定費の平均値



水道水実使用水量が「年間計画使用水量の1/2」以上の場合、負担金は生じません。



負担金のお支払いは、一括又は分割払をお選びいただけます。



(水道施設維持負担金が生じる場合)

④ 水道施設維持負担金の請求

上下水道局⇒お客さま

毎年4～5月頃

上下水道局からお客さまに負担金の請求書類を送付いたします。

3

既存対象者への経過措置

既に地下水等利用専用水道を設置しているお客さま()は、既存対象者受付期間内に届出を行った場合、次の内容の経過措置が適用されます。

(※) 地下水等利用専用水道の工事中、工事着手前などの場合も、既存対象者受付期間内に届出を行った場合は、経過措置が適用されます。

経過措置の内容

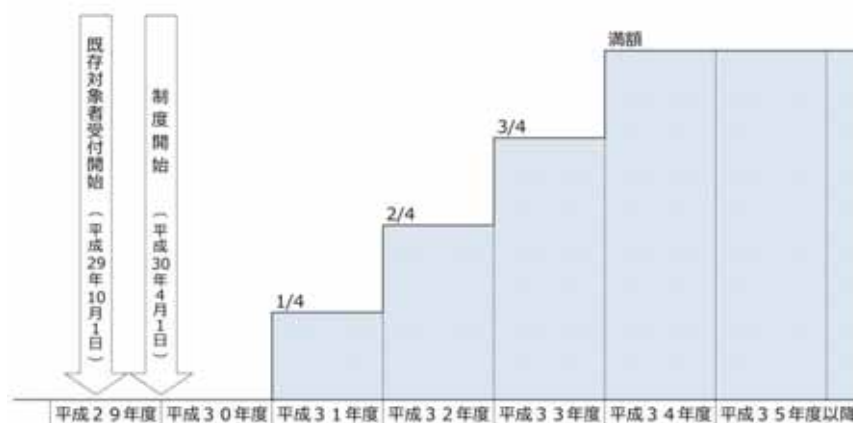
平成30年度分は水道施設維持負担金を免除

平成31年度分から33年度分は、次の割合を掛けた負担金額を請求

平成31年度分 100分の25 (1/4)

平成32年度分 100分の50 (1/2)

平成33年度分 100分の75 (3/4)



4

その他

- 地下水等利用専用水道を設置する際は、配水管への逆流防止措置が採られていることや、施設で利用する地下水等の計測装置（メーター）が設置されていること等、上下水道局が定める基準を満たす必要があります。
- 地下水等利用専用水道の設置の届出をしない、又は虚偽の届出をした場合は、京都市水道事業条例に基づき、過料が科されることがあります。
- 制度の適切な運用のため、京都市水道事業条例に基づき、施設への立入検査を実施することがあります。
- 水道施設維持負担金制度に関する条例等（京都市水道事業条例・京都市水道事業条例施行規程）については、上下水道局ホームページ（<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/>）に掲載しています。（届出様式等を定めた要綱については、後日掲載予定）

<水道施設維持負担金制度に関するお問合せ先>

京都市上下水道局総務部経営企画課

【住所】〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12

【電話】075-366-5251 【FAX】075-682-2711 【メール】pb.keiei@suido.city.kyoto.lg.jp

平成13年 7月 水道法の改正

水道法改正による規制緩和に伴い,コスト削減を主な理由として,地下水利用専用水道の設置が全国的に拡大した。

平成23年 3月 市会での付帯決議

全会派一致で「地下水の専用水道については,より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方等とも併せて十分な検討を行うこと」との付帯決議が付された。

平成25年10月 水道料金の改定

水道水の使用水量が少量であっても,基本料金で一定の負担がなされるよう,大口径(50~200mm)の基本料金及び基本水量を引き上げる料金改定を実施した。更なる対策としては,一般の水道使用者への影響も考慮し,料金制度とは別の枠組みによる負担金制度の導入の検討を進めることとした。

平成28年 3月 京都市上下水道事業経営審議委員会からの意見書の提出

京都市の地下水利用の現状や課題についての認識を深めるとともに,水道の施設維持に係る経費の公平で適正な負担の在り方を検討するため,京都市上下水道事業経営審議委員会に「地下水利用の在り方等に関する専門部会」を設置し,約2年にわたる審議を経て,「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」が提出された。

<京都市の地下水利用の在り方等についての意見書(要約)>

現行料金制度では,固定費の全額を基本料金として配賦するのではなく,一部の額を従量料金に配賦していることから,地下水利用専用水道の使用者が本来負担すべき水道施設の維持に係る経費が適正に負担されていない。

適正かつ公平な負担とするために,既存の料金制度とは別に,固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討する必要がある。

平成28年 9月 水道施設維持負担金制度の創設に関する市民意見募集

(募集期間) 平成28年9月15日~10月14日

(意見書数) 124通

(意見総数) 349件

市民意見募集と並行し,既存対象者への個別説明を実施

平成29年 2月 制度創設に係る京都市水道事業条例の改正案の提出

平成29年 3月 京都市水道事業条例の改正案の議決(全会派一致で可決)

「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」の策定について

平成 29 年 3 月に策定いたしました「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」について、以下のとおり報告いたします。

1 これまでの経過について

上下水道局では、平成 19 年 3 月策定の経営戦略「京（みやこ）の水ビジョン」やその実施計画である「京都市上下水道事業 中期経営プラン」に基づき、アセットマネジメントの考え方を取り入れた事業運営に努めてきました。

一方、京都市では、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン」実施計画に基づき、平成 26 年 3 月に「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

また、平成 26 年 4 月に総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」により、「公共施設等総合管理計画」の策定が各地方公共団体へ要請されたことを受け、京都市でも平成 27 年 3 月に「京都市公共施設マネジメント基本計画」（以下「市計画」という。）を策定しました。

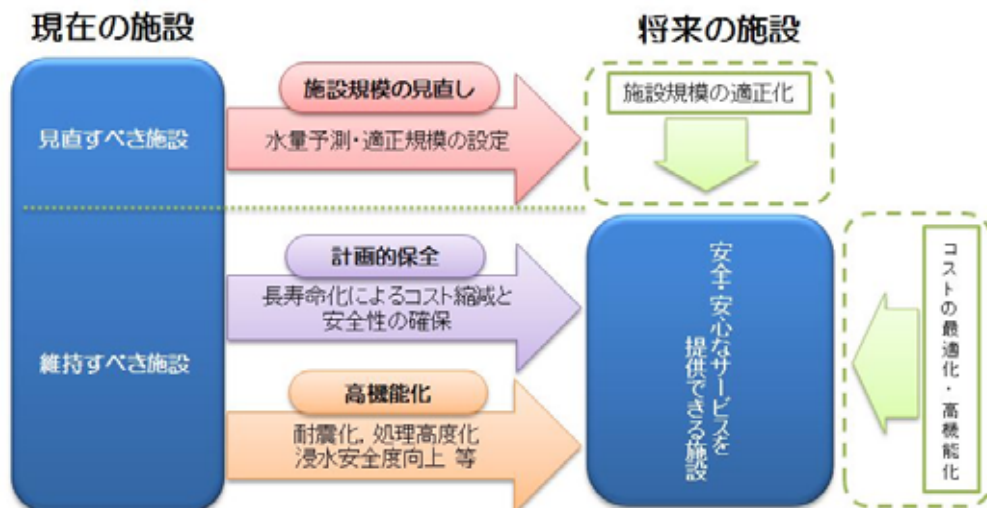
この市計画を受け、上下水道局においても、平成 29 年 3 月に「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」を策定したものです。

なお、本計画は、市計画における「公営企業関連施設」の施設類型別計画に位置付けるものとなります。



2 本計画の策定目的について

本計画は、水道及び下水道施設等の長寿命化，コスト縮減や事業費の平準化を図るための考え方や方針を示し，一層体系化した施設マネジメントの取組を推進することにより，安全・安心な水道及び下水道サービスを安定的・継続的に提供することを目的としたものです。



3 本計画の構成について

本計画では，「本冊」及び「概要版」(別添参考)を策定しています。

本冊における内容の構成は，以下のとおりです。

- ・ 第1章 施設マネジメント基本計画の体系
- ・ 第2章 施設マネジメントの導入
- ・ 第3章 施設マネジメントの基本的な考え方
- ・ 第4章 施設マネジメントの取組方策
- ・ 第5章 推進体制の構築等
- ・ 第6章 資料編

4 本計画策定後の取組について

本計画を平成30年度以降における新たな経営ビジョンに反映していくとともに，本計画に基づく具体的な取組を「中期経営プラン」における「事業推進計画」に反映し，水道及び下水道施設等に係る施設マネジメントを更に推進していきます。

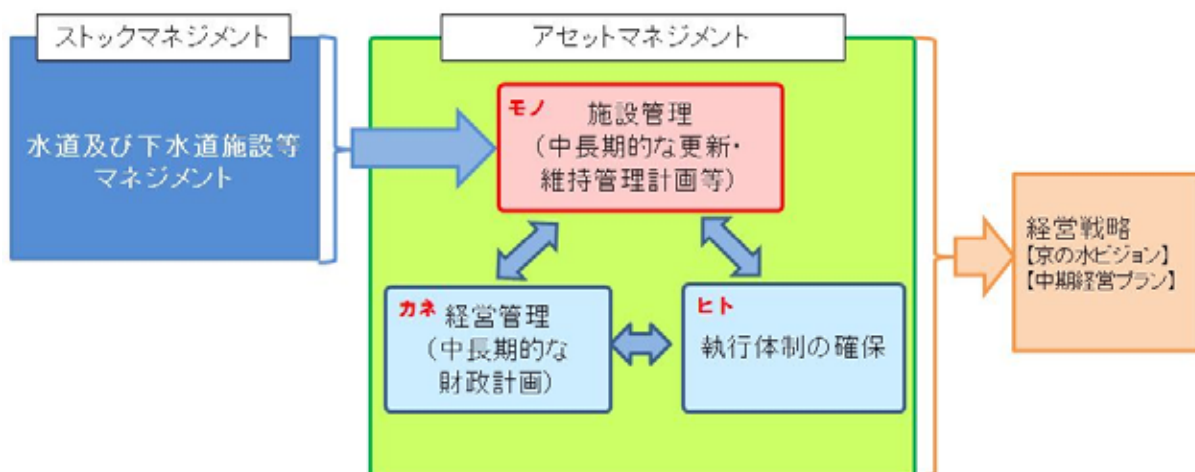
(参考)

○ 「アセットマネジメント」

施設のライフサイクル全体について，モノ（施設管理），カネ（経営管理），ヒト（執行体制の確保）を踏まえ，効率的かつ効果的に管理・運営すること。

○ 「施設マネジメント」

アセットマネジメントのうち，モノ（施設管理）のみを考慮し，効率的かつ効果的に管理することであり，本計画で対象とするもの。



水道及び下水道施設等マネジメント基本計画

資料10-2

概要版



～持続可能な水道・下水道サービスの提供を目指して～

平成29年3月 京都市上下水道局



本計画は、水道及び下水道施設等の長寿命化、コスト縮減や事業費の平準化を図るための考え方や方針を示し、体系化した施設マネジメントの取組を推進することにより、安全・安心な水道及び下水道サービスを安定的・継続的に提供することを目的としたものです。

第1章 施設マネジメント基本計画の体系

(本冊P2参照)

本計画は、「京都市公共施設マネジメント基本計画」における「水道及び下水道事業関連施設」の基本計画とします。

【施設マネジメントの体系】

- 京都市では、「はばたけ未来へ！京(みやこ)プラン」実施計画に基づき、平成27年3月に「京都市公共施設マネジメント基本計画」を策定しました。本計画は、このうちの公営企業関連施設についての施設類型別計画と位置付けます。
- 本計画を次期の経営戦略にも反映していくとともに、本計画に基づく具体的な取組は、「事業推進計画」に反映していきます。

【本計画の対象施設】

- 本計画の対象施設は、水道及び下水道事業関連施設とし、本計画では、これらを「水道及び下水道施設等」と呼ぶこととします(図1)。

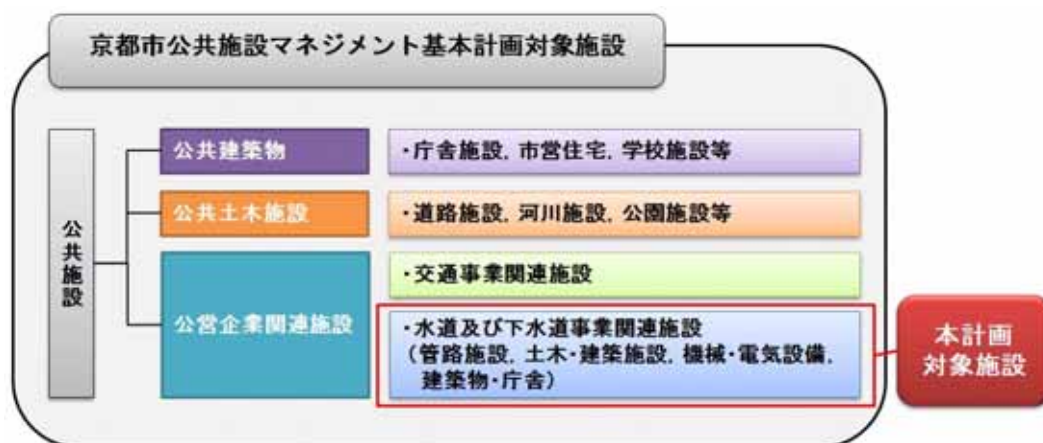


図1 本計画の対象施設

【施設マネジメントの展開イメージ】

- 効率的かつ効果的な維持修繕の実施による長寿命化や施設能力の最適化、施設数の適正化など、水道及び下水道施設等を資産として適切に維持管理し、有効活用を図ることで、安全・安心な水道及び下水道サービスを市民の皆様へ提供し続けられる施設を守り、将来世代へ引き継いでまいります(図2)。

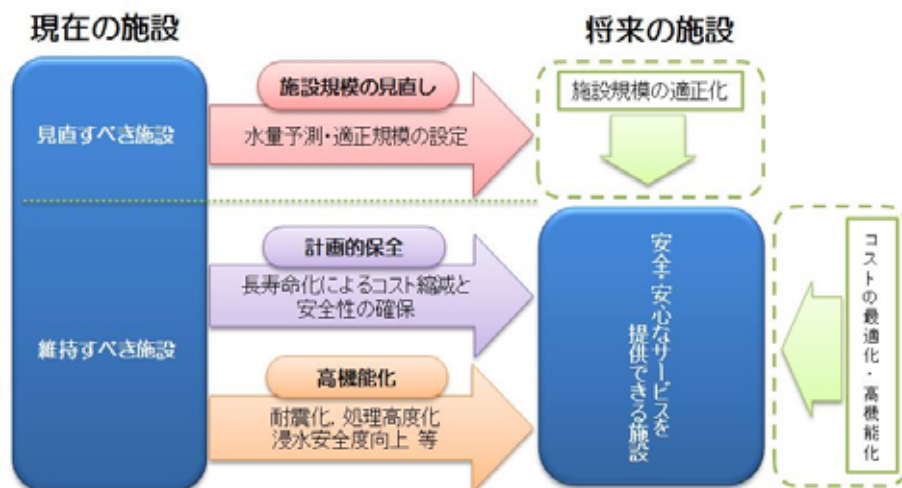


図2 施設マネジメントの展開イメージ

上下水道局では多くの施設を所管しており、今後とも適正な施設の維持管理や改築更新が必要です。

- 現在、本市の水道事業は105年、公共下水道事業は87年が経過し、事業創設以来、多くの施設を整備してきました。
- 近年、これらの水道管・下水道管や浄水場・水環境保全センター等、施設の老朽化が進行し、将来における更新時期の集中が想定されます。
- 今後とも適正な施設の維持管理や改築更新が必要です(表1～3は平成27年度末現在)。

表1 主な水道施設

施設区分	数量
疏水施設	総延長 約35km
浄水施設	24箇所
配水池	65箇所
ポンプ施設	45箇所
管路	総延長約4,233km

注)・地域事業を含む。

表2 主な下水道施設

施設区分	数量
処理施設	5箇所
ポンプ施設	24箇所
管路	総延長約4,202km

注)・マンホールポンプ等を除く。
・地域事業を含む。

表3 主な庁舎

施設区分	数量
上下水道局 本庁舎等	25箇所 延床面積 32,181㎡

第2章 施設マネジメントの導入

(本冊P10参照)

水道及び下水道施設等を将来にわたって最適に維持していくためには、施設マネジメントの導入が必要です。

- 水需要の減少、施設の老朽化、大規模災害への対応、ベテラン職員の大量退職による技術力継承の問題など、水道事業及び公共下水道事業を取り巻く様々な環境等を踏まえると、これらの施設等を将来にわたって最適に維持していくためには、限られた経営資源を効果的に投入していく必要があります。
- 今後は、これらを前提とした定量的な評価に基づく戦略的な維持管理や改築更新が求められるため、体系化された施設マネジメントの導入が必要となります(図3、4)。

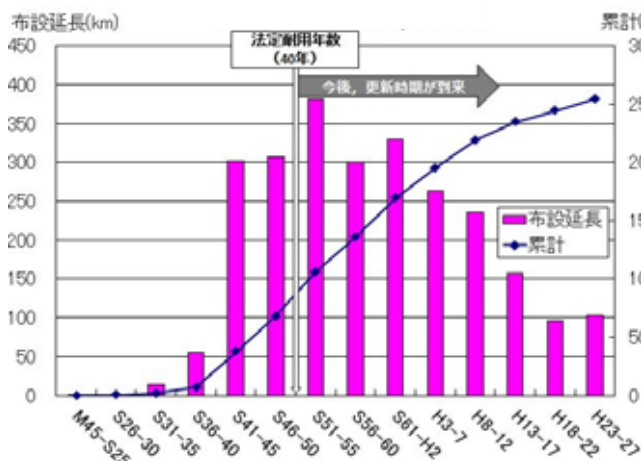


図3 水道管(配水管)の布設年度別延長

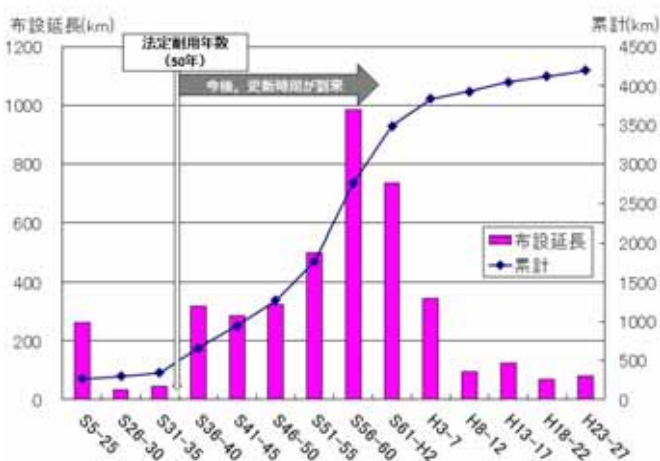


図4 下水道管の布設年度別延長

布設ピーク時(水道事業では昭和40～50年代、公共下水道事業では昭和50年代～平成初期)の水道管・下水道管が、今後、集中的に更新時期を迎える

施設の長寿命化や
更なるコスト縮減などが必要



老朽化した水道管



老朽化した下水道管の破損による道路陥没

安全・安心な水道及び下水道サービスを安定的・継続的に提供し続けるため、施設マネジメントの取組を推進します。

【基本的な考え方と目的】

➤ 今後とも市民のいのちとくらしを第一に考え、安全・安心な水道及び下水道サービスを安定的・継続的に提供し続けるため、水道及び下水道施設等マネジメントに取り組みます。

また、「水道事業及び公共下水道事業を適正な規模で展開し、投資効果を最大化」するとともに、「持続可能な水道及び下水道施設等マネジメントを確立」します。

【実践行動・取組の柱】

➤ 上記の目的を実現するために4つの実践行動に基づいて、6つの取組の柱を設けます。

以上を踏まえて、水道及び下水道施設等マネジメントは、図5に示すようなフローで取組を推進することとします。

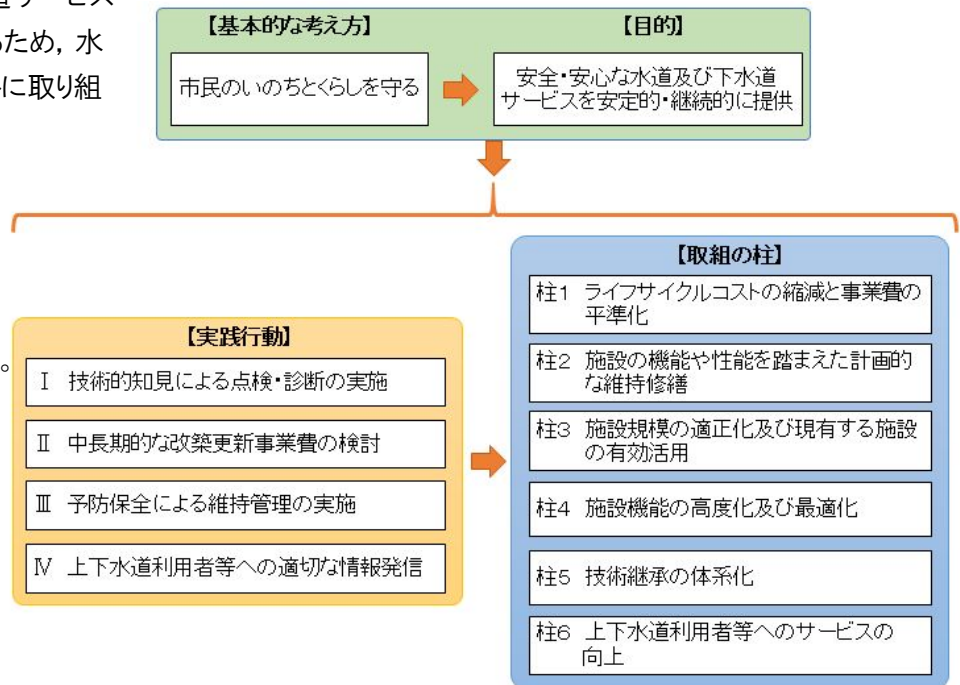
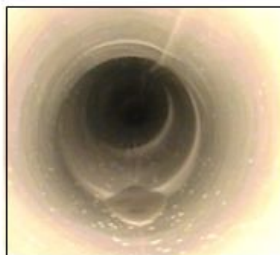


図5 施設マネジメントの取組推進フロー図

老朽管（施工前）



更生管（施工後）



既設下水道管を使用した管渠の更生
（長寿命化）



100年管を使用した水道管の布設替え
（長寿命化と防災・減災機能の向上）

改築前



改築後



鳥羽水環境保全センターの改築更新
（施設機能の高度化・最適化）



水道管の計画洗浄の実施状況
（予防保全による維持管理）

施設マネジメントを着実に進めるため、予防保全の割合を増やしつつ、事後保全を適切に組み合わせていきます。

【今後の維持管理における方向性】

- 施設マネジメントの取組を着実に進めるためには、水道及び下水道施設等における維持管理が、今後、ますます重要となります。
- 保全区分として、主に予防保全と事後保全(※)がありますが、今後はこの予防保全の割合を増やしていくとともに、予防保全だけでなく、事後保全を適切に組み合わせることにより、施設の長寿命化と保全費用の縮減を図ります(図6)。

※ 予防保全：故障が発生する前に処置を行う方法
事後保全：故障が発生してから処置を行う方法
(その他詳細な保全方法の説明については、本冊P26参照)

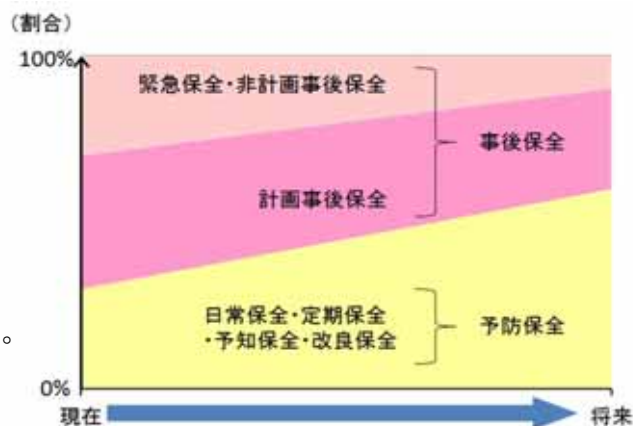


図6 今後の維持管理の方向性

参考：施設マネジメント導入の効果について ～今後100年間における管更新費用の算出例～

(本冊P22～23参照)

- 今後100年間における管更新の総費用について試算したところ、水道管及び下水道管を法定耐用年数(※1)で更新した場合と比べ、長寿命化(※2)と事業費の平準化(※3)を行うことにより、水道管で約7千億円、下水道管で約5千億円の費用削減効果が見込まれます。

※1 水道管：布設後40年、下水道管：布設後50年

※2 水道管：布設後50～80年(管種に応じて設定)で更新、下水道管：布設後75年で更生し、さらにその50年後に更新

※3 機能停止、漏水、陥没等のリスクを最小限に抑えつつ、財源や実施体制を勘案し、事業費の前倒し又は先送りを図る。

【水道管(配水管)】

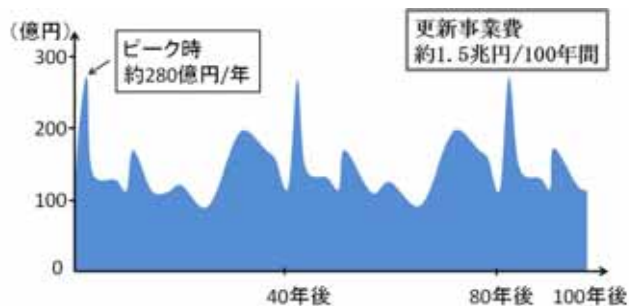


図7 法定耐用年数で更新した場合の事業費の推移

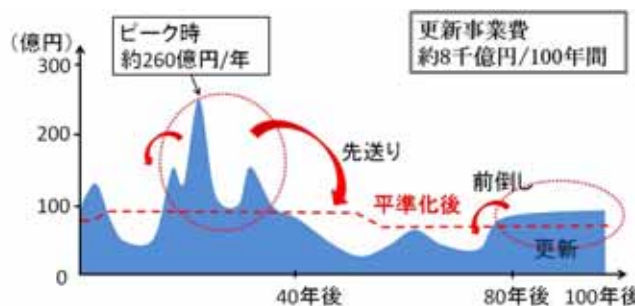


図8 (長寿命化+平準化)した場合の事業費の推移

【下水道管】

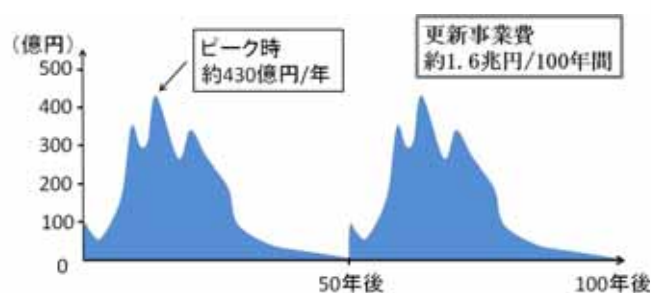


図9 法定耐用年数で更新した場合の事業費の推移

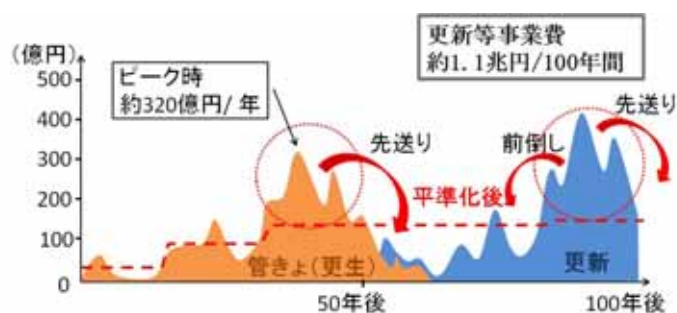


図10 (長寿命化+平準化)した場合の事業費の推移

下水汚泥固形燃料化事業について

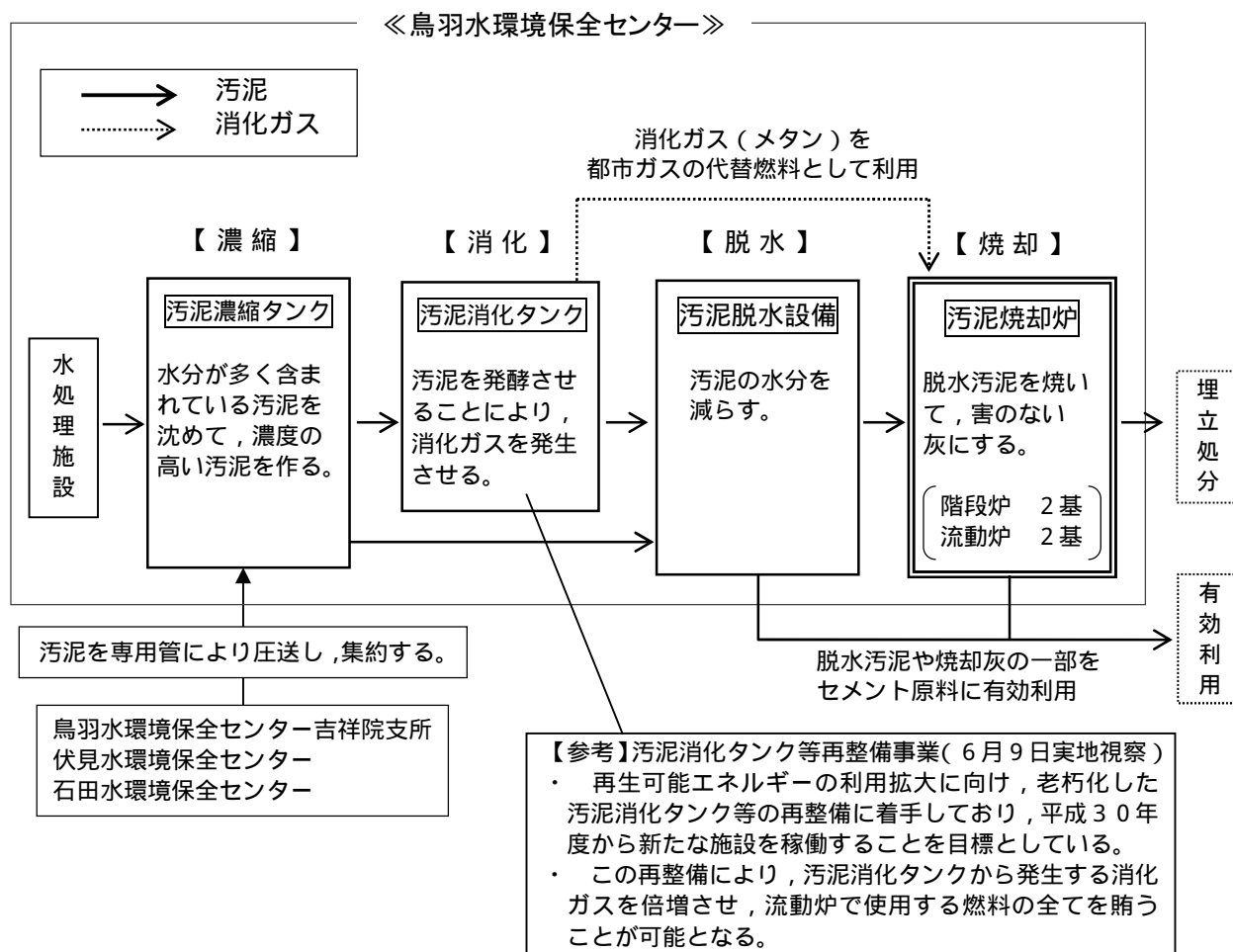
上下水道局では、下水道資源の有効利用の取組の一つとして、次期経営ビジョンの期間（平成30年度～平成39年度）に更新時期を迎える鳥羽水環境保全センターの下水汚泥焼却炉のうち1基を「固形燃料化炉」として更新する下水汚泥固形燃料化事業を検討しておりますので、その内容について御報告いたします。

1 本市における汚泥処理の概要

本市では、各水環境保全センターにおける下水処理の過程で発生する汚泥を鳥羽水環境保全センターに集約し、濃縮・消化・脱水の処理を経て、最終的には汚泥焼却炉において焼却し、焼却灰を埋立処分している。

また、汚泥の有効利用として、処理の過程で発生する消化ガスを都市ガスの代替燃料として汚泥焼却炉で利用しているほか、脱水汚泥や焼却灰の一部をセメント原料として利用している。

図1 現状の汚泥処理フロー



2 固形燃料化事業について

(1) 固形燃料化事業導入の経緯

鳥羽水環境保全センターでは、4基の焼却炉（階段炉2基，流動炉2基）により汚泥を焼却している。これらのうち，階段炉については，延命化の措置を講じてきたものの，稼働から約30年が経過し，老朽化が著しいことから，更新時期に合わせて，新たな焼却炉を建設する必要性が生じている。

また，平成27年度の下水道法改正により，公共下水道管理者に対し，下水汚泥を燃料等として再生利用するよう，努力義務が課されることとなった。

このような状況を踏まえ，新たな下水汚泥の処理方法として，下水汚泥の有効利用の促進や下水汚泥の減量化等の効果が期待できる固形燃料化技術の採用を検討している。

(2) 固形燃料化炉の概要

固形燃料化炉は，低酸素状態等にした炉内で，下水汚泥を蒸し焼きにし，汚泥に含まれる水分を蒸発させることにより，固形燃料を製造する施設であり，製造された固形燃料は，石炭の代替燃料として火力発電所等において有効利用することができる。

(3) 固形燃料化炉による事業効果

固形燃料化炉は温室効果ガス発生量が他の焼却炉に比べ少ないことから，本事業の実施により，温室効果ガス排出量を削減することができる。また，焼却灰の発生量の削減にもつながるため，最終処分場の延命化を図ることができる。

なお，下水汚泥の有効利用率は，現在の23.7%から，消化タンクの再整備により約30%に向上し，さらに本事業の実施により約50%に向上する。

3 事業手法の検討結果について

事業手法について比較検討したところ，総事業費が最も低くなること，固形燃料の有効利用先が長期にわたり確保でき，安定的な事業運営が可能になることから，固形燃料化炉の設計・建設から運転管理，固形燃料の販売に至るまでの業務を一括して民間事業者へ委託する方式「DBO（Design Build Operate）方式」が最も優れていると考えている。

なお，事業期間を平成30年度から平成52年度（*1）までと設定した場合の概算事業費は，約100億円（*2）となっている。

*1 事業期間について

平成30年度から 3年間 施設の設計及び建設

平成33年度から20年間 施設の運転管理及び固形燃料の販売

*2 概算事業費について

既設焼却炉の撤去費用（約10億円）を含まない。

図2 事業イメージ

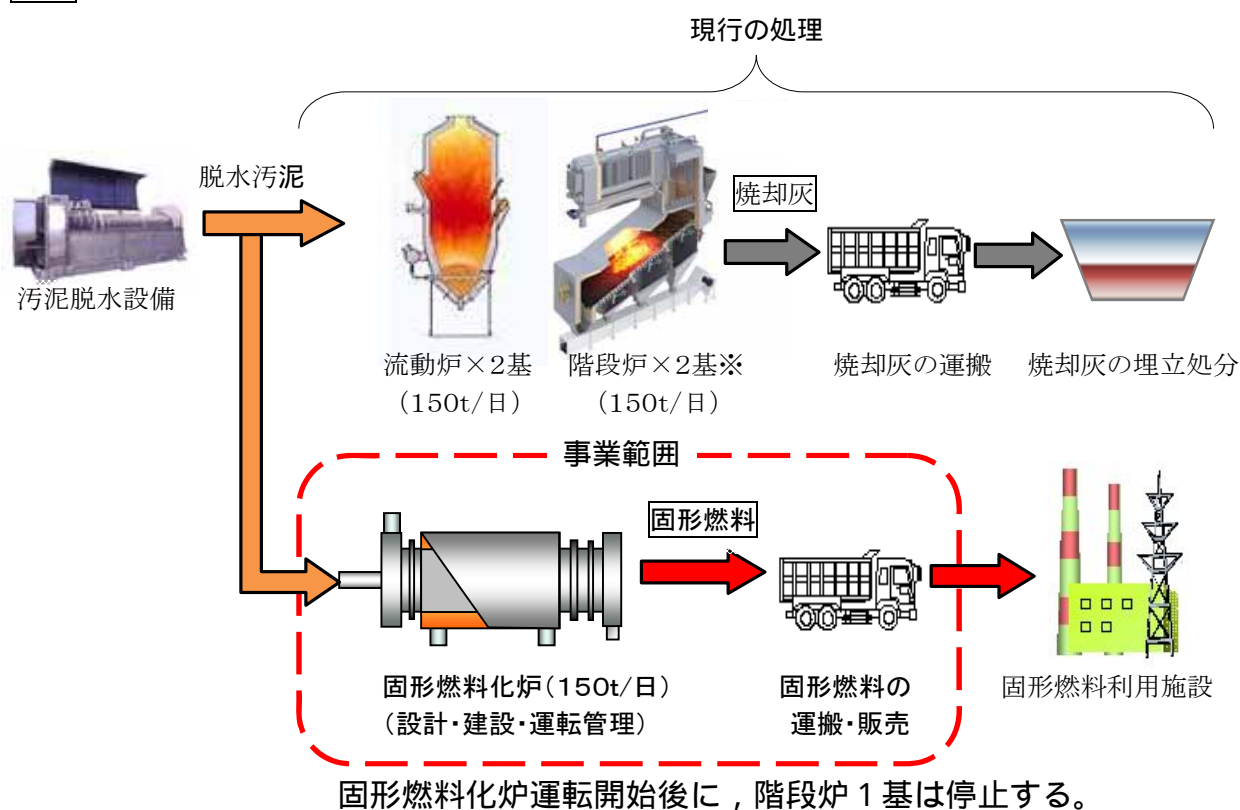


表1 事業手法の違いによる試算結果

炉の種類	固形燃料化炉			流動炉
事業手法	DBO (公設民営)	PFI(BTO) (民設民営)	従来方式 (公設公営)	従来方式 (公設公営)
総事業費	100億円	103億円	108億円	130億円
VFM	6.21%	1.41%	基準	—

支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方で、従来の方式と比べて総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。

表2 メリット・デメリットの比較

	固形燃料化炉			流動炉
	DBO	PFI(BTO)	従来方式	従来方式
事業費	○			×
有効利用先の安定確保	○	○	×	—

凡例 ○：メリットがある ：どちらかといえばある ×：メリットがない

4 今後の進め方

事業の実施に当たっては、透明性、公平性を確保するため、P F I 法及び京都市 P F I 導入基本指針に準じて進めることとし、学識経験者等により構成する第三者委員会を附属機関として設置し、意見を聴くことを予定している。

5 今後のスケジュール（予定）

平成 2 9 年 9 月	事業実施に係る補正予算（債務負担行為の設定） 及び関連議案を 9 月市会に提案
平成 2 9 年 1 1 月以降	入札公告，実施方針，要求水準書等の公表
平成 3 0 年 4 月	契約締結

「琵琶湖疏水通船復活」平成 2 9 年春の試行事業について

平成 2 9 年 4 月に実施しました琵琶湖疏水船下り実行委員会主催の「琵琶湖疏水通船復活」平成 2 9 年春の試行事業について、以下のとおり報告します。

1 事業趣旨

琵琶湖疏水の通船の復活は、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水の建設の意義を改めて認識いただくことや、大津市と京都市を繋ぐ新たな観光資源を創出することにより、琵琶湖疏水沿線の岡崎・山科・大津地域の更なる活性化の源となることに寄与する事業です。

琵琶湖疏水船下り実行委員会では、本格事業化に向けた課題の早期解決を図るため、平成 2 9 年春に、5 回目となる試行事業を実施しました。

今回の試行事業では、流れを遡って蹴上から大津に向かう「上り便」を初めて運航するとともに、昨年度に引き続き、旅行会社等の協力を得て、通船を主としたツアーを実施し、通船事業の本格実施に向けた可能性の追求を図りました。

2 事業主催

琵琶湖疏水船下り実行委員会（事務局：京都市上下水道局総務部経営企画課）

3 実施期間

平成 2 9 年 4 月 1 日（土）、2 日（日）、3 日（月）、4 日（火）、6 日（木）、7 日（金）、8 日（土）、9 日（日）[計 8 日間]

4 運航コース

【下り便】大津～蹴上（約 5 0 分）、大津～山科（約 2 5 分）及び山科～蹴上（約 2 5 分）

【上り便】蹴上～大津（約 3 5 分）



（コース全体図）

5 旅客乗船者数

全販売席数 416 席のうち，374 席に乗船いただき，乗船率は 90 % となりました。

6 ツアー企画の概要（抜粋） 6 事業者によるツアー企画・販売を実施

出発地	商品概要
首都圏 東海圏	京都・近江の桜 琵琶湖疏水船下り往復満喫コース 首都圏・東海圏==京都駅==琵琶湖疏水記念館== <u>蹴上乗下船場～[通船]～大津乗下船場</u> ==昼食== <u>大津乗下船場～[通船]～蹴上乗下船場</u> ==蹴上インクライン==京都駅==首都圏・東海圏
京都	水で繋がる古都と湖都（琵琶湖疏水と琵琶湖遊覧）琵琶湖周航の歌 100 周年 三条駅==蹴上駅==蹴上インクライン== <u>蹴上乗下船場～[通船]～大津乗下船場</u> ==三保ヶ崎==大津城跡==大津港==ミシガンクルーズ==大津港

7 アンケート結果（うち，「満足度」について抜粋）

上り便，下り便を問わず，「やや満足」以上が 9 割を超えるなど，これまでの試行事業同様，高い評価をいただくことができました。

評価	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	合計
下り便	198 人	47 人	10 人	4 人	1 人	262 人
	75.6%	17.9%	3.8%	1.5%	0.4%	100%
上り便	82 人	18 人	2 人	1 人	0 人	106 人
	77.4%	17.0%	1.9%	0.9%	0%	100%
合計	280 人	65 人	12 人	5 人	1 人	368 人
	76.1%	17.7%	3.3%	1.4%	0.3%	100%

8 運航訓練の実施

- 試行事業に合わせて，落水者対応や緊急停船，水路内での離合など，運航の安全性を高めるための訓練を実施しました。

9 試行事業の成果と今後の進め方

- 平成 29 年春の試行事業では，近畿運輸局の助言・指導に基づき，安全運航をより一層向上させるとともに，旅行会社や関係者等の協力を得て，蹴上から大津に向かう「上り便」を活用した旅行商品の企画・販売を初めて実施することができました。
- 今後，採算性の課題克服に向け，船舶の新造を進めるとともに，持続的に事業を実施するための新たな運営主体の確立について，関係者間で調整を進め，平成 30 年度からの本格事業へと繋げていきます。



「上り便」の運航風景（山科疏水）

ふるさと納税で 琵琶湖疏水通船復活

写真：新緑の琵琶湖疏水(第3トンネルと旧御所水道ポンプ室) 京都市上下水道局

皆さまからの寄附で
船を建造します!



※イメージ

「琵琶湖疏水通船復活」とは・・・

明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水。旅客・貨物とも大いに利用された舟運（通船）は、交通網の発達に伴い昭和 26 年にその姿を消しました。平成 27 年には、64 年ぶりの復活となる試行事業を実現。現在、新たな観光船の建造等、事業の本格化を目指しています。



春の試行事業(安朱橋付近)



秋の試行事業(本園寺付近)

- ・一定の上限まで**税控除(5万円の場合, 最大で48,000円)**が受けられます。
- ・銀行振込のほか、**クレジットカード**も御利用いただけます。詳しくは裏面を御覧ください。

5万円以上の寄附で乗船に御招待!

詳しくはウェブサイトへ

びわこそすい ふるさと納税



寄附者への特典・顕彰について

	1万円以上	5万円以上	10万円以上	20万円以上	50万円以上
特 典	- 抽選により乗船御招待1名 - 動物園観覧券	- 乗船御招待1名 - 動物園観覧券、無鄰菴入場券	- 乗船御招待2名 - 動物園観覧券、無鄰菴入場券	- 乗船御招待4名 - 動物園観覧券、無鄰菴入場券	- 乗船御招待1便(12名) - 動物園観覧券、無鄰菴入場券
顕 彰	ホームページ名簿掲載	ホームページ名簿掲載	- ホームページ名簿掲載 - 芳名板への掲出	- ホームページ名簿掲載 - 芳名板への掲出	- ホームページ名簿掲載 - 芳名板への掲出

※ 乗船御招待については、今後建造する新しい船にお乗りいただくものですので、実際に御乗船いただけるのは平成30年4月以降となります。

詳細は、別途御案内申し上げます。

※ ホームページへの名簿は琵琶湖疏水通船ホームページ上に掲載。芳名板は上下水道局関連施設に設置。

税 控 除 について

(5万円の場合、最大で48,000円)

確定申告又はワンストップ特例制度(以下の「寄附申出書」参照)を御利用いただくと、一定の限度まで所得税等の控除が受けられます。

上限額等、制度の詳細は総務省「ふるさと納税ポータルサイト」を御覧ください。

現金による場合(金融機関※振込)

※近畿2府4県のうち、銀行及び郵便局を含む

お申し込み

「寄附申出書」を郵送又はファックスで、下記のお申し込み先に送付いただくか、「琵琶湖疏水通船復活」ウェブサイトから電子申請によりお申し込みください。

お支払い

後日、御入金用の納付書を郵送いたします。納付書に記載の金融機関の窓口でお支払いください(手数料不要)。御入金手続終了後、金融機関窓口で領収書が交付されます。



寄附受領証明書は、寄附金控除申請の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管願います。

クレジットカードによる場合

お申し込み・お支払い

「琵琶湖通船復活」ウェブサイトから、クレジットカード払いフォームへアクセスし、必要事項の入力などにより御入金までの手続が完了します。(「寄附申出書」の記入及び送付は不要です。)

取扱カード ※お支払方法は、1回払いのみとなります。



寄附受領証明書は、寄附金控除申請の確定申告の際に必要となりますので、大切に保管願います。

寄 附 申 出 書

御記入いただいた情報は「琵琶湖疏水通船復活応援寄附金」への寄附に係る事務以外には使用しません。

京都市公営企業管理者
上下水道局長 宛

御住所 (〒)

年 月 日

御連絡先
(携帯可)

ふりがな
御芳名

(男性・女性)

生年月日 年 月 日

私は、「ふるさと納税」の趣旨に賛同し、京都市を応援しますので、「琵琶湖疏水通船復活応援寄附金」の申込みを行います。

寄附金額

円

寄附金額に応じて、特典・顕彰(ホームページ等で住所(都道府県)及び御芳名を公表)を贈呈しております。これらを辞退される場合には、以下のチェックボックスにチェックをお願いします。

☐

特典を辞退します。

☐

顕彰を辞退します。(氏名等の公表に同意しません。)

【ふるさと納税ワンストップ特例制度】 確定申告が不要な方(給与所得者等)が寄附される際、御希望により、本市が上記御住所の市区町村に対し、御寄附に関する情報を送付することで、個人住民税の優遇措置(寄附金税額控除)を受けることができます(確定申告手続を省略できます)。この特例制度の御利用を希望される場合には、次のチェックボックスにチェックをお願いします。

希望される方には、後日、特例制度の利用に必要な御案内を郵送いたします。

☐

ふるさと納税ワンストップ特例制度を希望します。

<お申し込み・お問い合わせ>

京都市上下水道局 総務部経営企画課
〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地
TEL 075-672-7709 FAX 075-682-2711

詳しくはウェブサイトへ

びわこそすい ふるさと納税



「上下水道局太秦庁舎」の開庁について

太秦庁舎の開庁について、以下のとおり概要を報告いたします。

- 1 所在地
京都市右京区太秦安井一町田町 1 4 番地
(山ノ内浄水場跡地北西部用地)

- 2 開庁日（業務開始日）
平成29年7月18日（火）

- ### 3 整備目的

- (1) 市内西部エリアを所管する営業所の再編

市内西部エリアを所管する右京営業所と西京営業所を統合した「西部営業所」を設置し、地域の総合窓口としてお客さまサービスの向上に取り組むとともに、経営の更なる効率化を図ります。

- (2) 市内北部エリアにおける上下水道局機能の集約化

市内北部エリアにおける水道・下水道の管路維持管理部門（「水道管路管理センター北部配水管理課」、「同北部給水工事課」及び「きた下水道管路管理センター」）を集約して配置することにより、効率的な事業執行体制の構築と上下水道サービスのより一層の向上を図ります。

- (3) 市内北部エリアの防災拠点の整備

市内北部エリアの防災拠点として、地震や台風等の災害に対して、より迅速に対応できるようにすることで、水道・下水道施設の被害を早期に回復し、市民生活への影響を最小限に止めます。また、大規模な災害の発生時には、応急給水、応急復旧活動等に従事する他都市からの応援職員の受入れを行います。

- #### (4) 地域のにぎわいの創出

太秦庁舎 1 階部分に多機能トイレや水飲み場を設置したオープンスペースと、上下水道局の施設内では初めてとなる店舗スペースを併設し、地域のにぎわいを創出します。また、御池通に面した部分にプロムナード（遊歩道）を整備し、まちのにぎわいと安らぎを演出します。



(店舖)

- ・ かつ丼玄（かつ丼・とんかつ／株式会社元廣）
- ・ マルモベーカリー（１００円パン／株式会社元廣）
- ・ 薬局開局予定（保険薬局／株式会社ファークロス）

4 太秦庁舎の特徴

(1) 災害に迅速に対応できる施設

- ・ 災害発生時に、他都市からの応援職員を受け入れ、連携して活動するための機能（会議室や研修室を活動拠点として活用）
- ・ 緊急・災害時用の配水管材料等の備蓄用倉庫の整備(今年度内)
- ・ マンホールトイレの設置 など



(2) 環境に配慮した施設

- ・ 建築環境総合評価システム「C A S B E E 京都」で最高のSランク評価取得
- ・ 京都市内産木材である「みやこ^{そまぎ}杉木」の庁舎内装等への使用
- ・ ダブルスキン（建物ガラス窓の二重構造設計）、屋上断熱・緑化やL E D照明等を採用した省エネルギー仕様
- ・ 雨水利用槽，雨水貯留槽，浸透ます等による雨水利用，流出抑制
- ・ 太陽光発電，ミスト装置の設置 など



(3) 誰もが使いやすい施設

誰もが使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた施設となります。

- ・ エントランスと歩道を緩やかな勾配としたバリアフリーデザイン
- ・ 窓口への経路上の点字ブロックや音声案内の設置
- ・ 多機能トイレの設置 など



(4) 技術を次世代に継承する施設

長年にわたって培ってきた上下水道局の技術力やノウハウを次世代に継承するため、今後、水道管路の維持管理に関する実技が体験できる水道管路に係る研修施設を庁舎敷地内に整備します。

5 事業所の業務の概要について

(1) 総務部西部営業所【庁舎 1 階】

- ・ 取扱業務
上下水道料金のお支払い、水道の使用開始・中止の手続き等
- ・ 所管区域
右京区，西京区

(2) 水道部水道管路管理センター北部配水管理課【庁舎 3 階】

- ・ 取扱業務
水道管路施設の維持管理等
- ・ 所管区域
北区，上京区，左京区，中京区，右京区，西京区（外畑地域を除く。）

(3) 水道部水道管路管理センター北部給水工事課【庁舎 3 階】

- ・ 取扱業務
給水装置の新設・改造の申請等
- ・ 所管区域
北区，上京区，左京区，中京区，右京区，西京区（外畑地域を除く。）

(4) 下水道部きた下水道管路管理センター【庁舎 4 階】

- ・ 取扱業務
下水道管のつまり・清掃等の受付
- ・ 所管区域
北区，上京区，左京区，中京区，下京区，東山区（三ノ橋川以南を除く。），
南区（桂川以西を除く。），右京区，伏見区（鴨川以西）

（参考）各フロアの配置内訳

- ・ 地下 1 階：倉庫，機械室
- ・ 1 階：西部営業所，店舗スペース，オープンスペース
- ・ 2 階：研修室，会議室，倉庫
- ・ 3 階：水道管路管理センター北部配水管理課，同北部給水工事課
- ・ 4 階：きた下水道管路管理センター，会議室

今夏における水道水のPRイベントに係る取組について

上下水道局では、水道水の環境にやさしい特性と新たな利用方法を広く知っていただくとともに、水道水のおいしさとクオリティの高さを実感していただくため、以下のとおり、今夏における水道水のPRイベントを実施しますので、お知らせします。

1 ミスト事業

昨年度に引き続き、交通局との共同事業として、多くの市民や観光客の皆様が利用される四条通バス停、京都駅前バスのりばにミスト装置を設置しました。

なお、京都駅については、今年度から、現行のDのりばに加え、新たにCのりばにもミスト装置の設置を拡充しました。

また、7月18日（火）に開庁予定の「太秦庁舎」にもミスト装置を設置し、6月30日（金）から稼働を開始しています。

さらに、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、児童館及び小・中学校の84施設に簡易型ミスト装置を設置し、環境にやさしいミストを体感いただきます。

そのほか、各局区等が主催するイベント等へのミスト装置の貸出も行い、引き続き同装置の普及促進を図ってまいります。



（四条通バス停（四条高倉））

事業名又は事業内容	期間	稼働時間（原則）	設置場所	PRイベント実施日	関係局区
「京のまちなかミスト」	6/26（月） ～9/30（土）	午前8時～ 午後6時	四条通バス停	【済】 6/26（月） 午前10時30分～11時	交通局
「京の駅ミスト」			京都駅バスのりば	【済】 6/26（月） 午後2時～2時30分	
太秦庁舎におけるミスト装置設置	6/30（金） ～9/30（土）	午前8時30分～ 午後5時15分	太秦庁舎	-	-
「澄都くんと元気にミストシャワー」	7/3（月） ～9/30（土）	随時	市内保育所（園）等	【済】 7/3（月） 午前10時～11時 こぐま白雲北保育園 7/5（水） 午前10時～10時半 ひまわり幼稚園	保健福祉局、 教育委員会 ほか
ミスト貸出事業	5/8（月） ～9/29（金）	随時	（各局区等主催イベント会場で適宜PR）		各局区等

2 おいしい！大好き！京（みやこ）の水キャンペーン
水道水のおいしさとクオリティの高さ（安全・安心，
低価格，環境にやさしい）をPRするための体験・体感
型キャンペーン「おいしい！大好き！京（みやこ）の水
キャンペーン」を今夏も市内各所で展開します。

各会場では，「京都の水道水はおいしい！大好き！」
と宣言いただく方を募集し，水道水のおいしさ大切さ
を再認識いただく機会とします。

また，平成30年度の本格事業化を目指す琵琶湖疏水通船復活事業のPRや，花
の種の配布を通じて，水道水・雨水の利活用による花いっぱい・緑いっぱいのまち
づくりを呼び掛けます。

なお，今年度の水カフェは，大政奉還から150年を迎えた世界遺産・二条城内
で，昨年に続き，京都光華女子大学短期大学部の学生（ライフデザイン学科 学生団
体「D'Light」）との協働により期間限定でオープンします。水道水でつくった飲
み物やかき氷（全て100円）など，学生が考案のメニューを提供し，来店者に様々
な角度から水道水のおいしさとクオリティの高さを実感していただきます。



昨年度の様子

事業名	期間	時間	場所	内容
京の水カフェ in 二条城	8月5日（土） ～12日（土）	午後1時～ 午後5時 午後7時～ 午後9時 （午後5時～ 午後7時閉城）	元離宮二条城 事務所前	京都光華女子大学の 短大生と協働で水カ フェをオープン
京の水・利き水大作戦	7月中旬 ～9月上旬	詳細は参考2(2)のとおり		利き水， 水道水の「振る舞い」
おいしい！ 大好き！ 京の水宣言 （ ）	通年	通年	会場，特設HP， 電話，FAX， 各営業所等	「京都の水道水はお いしい！大好き！」 と宣言いただく方を 随時募集

宣言者数 124,819人（平成29年5月末現在）

みやこ 京の水スタンプラリーを開催！

「京（みやこ）の水カフェ in 二条城」と「京（みやこ）の水・利き水大作戦（京
の七夕 堀川会場）」，琵琶湖疏水記念館の3箇所を巡るスタンプラリーを，8月
5日（土）から12日（土）（京の七夕堀川会場は8月11日（金・祝）まで，
琵琶湖疏水記念館は8月7日（月）休館）まで開催。スタンプを3個全て集め
た方にはオリジナルマフラータオル，2個集めた方にはオリジナルシャープ
ペンシルを進呈。

また，11日（金・祝），12日（土）には，琵琶湖
疏水記念館夜間開館を開催。琵琶湖疏水記念館資料研究
専門員が琵琶湖疏水の歴史や役割などについて貴重な
エピソードを交えて紹介する展示解説を行います。



1 平成29年度 ミスト事業について

(1) 「京（みやこ）のまちなかミスト」「京（みやこ）の駅ミスト」

ア 事業の趣旨・目的

省エネルギーで夏の暑さ対策やヒートアイランド対策などに効果のあるドライ型ミスト装置を設置し、多くの市民や観光客の皆様にもミストの涼しさを体感いただくことで、水道水の環境にやさしい特性と新たな利用方法を広く知っていただきます。また、夏場の暑い中、市バスを利用されるお客様を涼しいミストでおもてなしし、快適なバス待ち環境を創出することで、「歩いて楽しいまち・京都」の実現につなげます。

イ 稼働期間

期間：平成29年6月26日（月）～9月30日（土）

時間：午前8時～午後6時

7月20日（木）～8月31日（木）は、午後7時まで稼働延長。

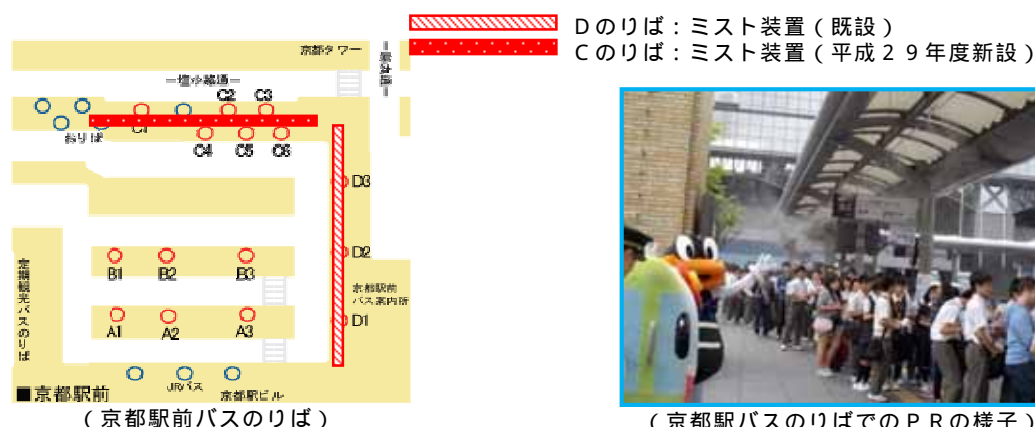
四条通バス停のみ、7月17日（月・祝）、24日（月）の祇園祭山鉾巡行時（午前8時から午後2時まで）の間は、稼働停止。

ウ 設置場所

（ア）「京（みやこ）のまちなかミスト」（四条通バス停 計4箇所）



（イ）「京（みやこ）の駅ミスト」（京都駅前バスのりば 計2箇所）



(2) 「^{すみと}澄都くんと元気にミストシャワー」

ア 事業の趣旨・目的

電気を使わず，給水栓からの水圧のみでミストを噴射することにより，容易に周辺の気温を下げる効果などを体感いただくことで，子どもたちや保護者，地域の皆様に環境にやさしい水道水の特性をPRするとともに，水道水の新たな利用方法であるミスト装置の普及促進を図ります。

イ 事業の概要

上下水道局と（一財）京都市上下水道サービス協会の共同事業として，市内保育所（園），幼稚園，認定こども園，児童館及び小・中学校84箇所に簡易型ミスト装置をモニター設置し，子どもたちや保護者，地域の皆様にミストを体感していただきます。モニター施設にはアンケートに回答いただき，御意見をお聞きするほか，啓発ポスターを掲示いただき，ミスト装置のPRを実施します。

（ア）モニター期間

平成29年7月3日（月）～9月30日（土）

（イ）PRイベント

・ 保育園

平成29年7月3日（月） 10時～11時

こぐま白雲北保育園（上京区新町通今出川上る元新在家町163-1）

・ 幼稚園

平成29年7月5日（水） 10時～10時30分

ひまわり幼稚園（上京区西堀川通竹屋町上る下堀川町164）

こぐま白雲北保育園については，ミストPRイベントとともに，歌遊びや紙芝居などによる子ども向け水道水PRプログラム「わくわく すいどう ひろば」（担当：総務部お客さまサービス推進室）も併せて実施します。

(3) ミスト装置貸出事業

上下水道局所管のミスト装置を各局区等にお貸しし，イベント等で活用いただくことで，ミストを体感いただきます。

既に多数の予約を頂いておりますが，まだまだ貸出予約は可能ですので，御応募お待ちしております！（担当：経営企画課）

貸出期間：5月8日（月）～9月29日（金）



イベントでの貸出ミスト設置の様子

2 平成29年度「おいしい！大好き！京(みやこ)の水キャンペーン」について

(1) 「京(みやこ)の水カフェ in 二条城」

京都光華女子大学短期大学部の学生(ライフデザイン学科 学生団体「D^{ディ}*Light」)との協働により、水道水を活用したメニューを安価で提供するカフェを大政奉還から150年を迎えた世界遺産・二条城内(入城料要)に期間限定でオープン。学生の感性をメニューや店舗内装に活かして、来店者に様々な角度から水道水のおいしさとクオリティの高さを実感していただきます。

ア 開店日

8月5日(土)～12日(土)

イ 開店時間

午後1時～午後5時， 午後7時～午後9時

午後5時～午後7時は閉城。 は、「京の七夕 二条城会場」開催時間中。

ウ 場所

元離宮二条城事務所前

エ メニュー(全て水道水を使用)

アイスコーヒー，グリーンティー，かき氷など全て100円。(その他，二条城や京の七夕にちなんだメニューを考案中。7月下旬頃にメニューの一覧を発表します。)

オ 協賛企業

小川珈琲株式会社，株式会社おのみやす本舗

(2) 「京(みやこ)の水・利き水大作戦」

水道水と市販のミネラルウォーターを飲み比べる「利き水」ブースをイベント会場等に出展し，多くの方に水道水のおいしさを実感していただきます。

また，より多くの方においしい水道水を味わっていただくため，一部の会場では，水道水の「振る舞い」を実施します。

ア 利き水について

(ア) 利き水の方法

京都の水道水，国産及び外国産ミネラルウォーターの3種類の水を銘柄が分からない状態で飲んでいただき，どの水が最もおいしかったかを答えていただきます。回答いただいた後に，飲んでいただいた水の銘柄をお伝えします。

(イ) 実施日時，場所

実施日	時 間	場 所
7月15日(土) 祇園祭(前祭)宵々山	午後6時～午後9時	東洞院綾小路下る西側
7月16日(日) 祇園祭(前祭)宵山		
8月5日(土) ～11日(金・祝)	午後7時～午後9時30分	京の七夕 堀川会場
8月26日(土)	午前10時～午後5時	東本願寺門前

上記のほかにも，現在，実施を検討しています。実施日時，場所は決まり次第，「おいしい！大好き！京の水キャンペーン」特設ホームページ(<http://www.miyakonomizu.jp>)で公表します。

イ 水道水の「振る舞い」について

(ア) 水道水の「振る舞い」の方法

冷水機で冷やした水道水を，市民や観光客の皆様に飲んでいただき，水道水のおいしさを実感していただきます。

(イ) 実施日時，場所

実施日	時 間	場 所
7月17日(月・祝) 祇園祭(前祭)山鉾巡行	午前9時～午後1時	京都市役所前広場
7月24日(月) 祇園祭(後祭)山鉾巡行		
8月16日(水) 五山送り火	午後6時～午後9時	出町商店街
9月2日(土)	午前9時～午前11時30分	市総合防災訓練会場(南区)

(3) 「おいしい！大好き！京(みやこ)の水宣言」(平成25年7月～)

イベント会場や特設ホームページ上で，「京都の水道水はおいしい！大好き！」と宣言いただく方を募集します。自ら宣言いただくことにより，市民の皆様に水道水のおいしさと大切さを再認識していただく機会とします。

ア 宣言の方法

イベント会場で宣言

特設ホームページから宣言 (アドレス) <http://www.miyakonomizu.jp>

京都いつでもコールに電話又はFAXして宣言

京都市上下水道局総務課及び各営業所，琵琶湖疏水記念館で宣言のみ，上下水道局オリジナルグッズを進呈。

イ 宣言者数 124,819人(平成29年5月末現在)

京の水の秘密を探れ!

「水」は私たちの命や暮らしにとって、なくてはならない大切なものです。市では、市民の皆さんに、安全・安心でおいしい水を届けるとともに、水環境を保全する取り組みや雨に強いまちづくりを実施。ここでは、日頃知ることができない、その裏側を紹介します。

問合せ 上下水道局総務課 ☎672-7810 FAX682-2711

上下水道局に潜入して秘密を探るぜ!

安全・安心編

あ、70項目の検査をしているんや。放射性物質などの検査も独自の検出器を使ってるしな。

何だって! つまりミネラルウォーターの1.7倍の項目を検査しているのか…。徹底した水質管理じゃないか。

市水道水は、3万人以上への利き水アンケートで「ミネラルウォーターよりもおいしい」って声が多かったんや。しかも軟水やし、和食や日本茶もおいしく作れるんやで。

10リットル 当たりの料金の比較

ミネラルウォーター	水道水
約510円	約1.3円

浄水場で、においを除去する活性炭、消毒するための塩素等の量を調整するなど、積み重ねてきた技術や経験を生かして対応してるからですね。

環境に優しい編

市水道水は、毎日2リットルのペットボトル4.5個分もの下水をきれいにし、川へ戻しているな。

窒素やリンなどの物質を除去する高度な処理技術も導入しているし、安心だわ。

膨大な家庭排水や工場排水をきれいにしているのか…。市より下流の地域の水質保全にも貢献しているんだな!

水害に強い編

大雨の時に雨水を貯留し、浸水被害を軽減させるための地下トンネル「雨水幹線」や「雨水調整池」の整備は進んでる? そう、順調なね。これまでに市内で、25メートルのプール1185個分の貯留量を確保。31年度までに1265個分となる計画だから、引き続き、よろしく頼むわね。

水害に備えてそんな取り組みまで進められているのか…。恐るべし…。

京の水・利き水大作戦

水道水とミネラルウォーターの飲み比べ他。

【とき】「紙鶴祭」会場(東洞院緑小路下) = 7月15・16日18~21時。
「京の七夕」堀川会場(御池通~一条戻橋付近) = 8月5~11日、19時~21時半。
東本願寺門前(下・烏丸七条上) = 8月26日10~17時。
【申込み】不要。

学ぼう! 申込みをして潜入してくれよ!

観浄水場で自由研究

浄水場の見学、水を使った実験他。

【とき】7月30日13時(4時間)。
【会場】同浄水場(地下鉄丸太町駅2番出口)。
【対象】市内に在住の小中学生。
※小学生は保護者同伴。
【申込み】6月29日~7月14日に、京都いつでもコール(催し名、住所、学年、希望者全員の氏名・ふりがなを明記)。多数抽選。

下水道施設見学会

伏見水環境保全センターの見学。

【とき】8月1日13時(3時間半)。
【会場】京都駅八条口アバンティ前集合。
【対象】市内に在住か通勤通学の小学生以上。
※小学生は保護者同伴。
【申込み】6月28日~7月21日に、京都いつでもコール(催し名、住所、希望者全員の氏名・ふりがなを明記)。多数抽選。

太秦庁舎の開庁編

上下水道サービスと防災の新たな拠点として、7月18日から「太秦庁舎」を開庁する!

何ッ! どんな庁舎が確認しに行かなくては…。

きれいな建物だな…。ここには、右京区と西京区を所管していた2つの営業所を統合した「西部営業所」と、市内北部を中心とした水道・下水道の管理部門も集約して配置するようだ。

災害時の活動拠点にもなるのか。水道・下水道施設に被害が出た時、早期に復旧できるよう、訓練も実施していくようだな。

市内産木材を使うなど環境に配慮。緩やかな勾配の歩道や多機能トイレ、音声案内などで誰もが使いやすい施設になっているのか。すごくいいじゃないか!

水飲み場を設置した広場もある。飲食店なども入り、地域のにぎわいにつなげる気なのか。

6月30日から開店する店舗

かつ丼 営業時間 10~22時
マカヒトベーカリー 営業時間 7~19時

京の水はすごかったなあ。次はどの秘密を探ろうか…

京都市の人口統計
(平成29年6月1日現在)

147万2746人
男69万8089人
女77万4657人

世帯数

71万5369世帯